

令和 6 年

双葉町議会会議録

第 2 回定例会

6 月11日開会～ 6 月12日閉会

双 葉 町 議 会

令和6年第2回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (6月11日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に出席した者の職氏名	5
開 会	6
開 議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
委員長報告	7
行政報告	8
報告第1号から報告第3号までの一括上程	10
報告第1号から報告第3号	10
議案第33号から議案第49号までの一括上程	10
議案第33号から議案第49号までの提案理由の説明	11
発言の訂正	13
陳情の委員会付託	14
一般質問	14
5 番 菅 野 博 紀 君	14
発言の訂正	16
1 番 山 根 辰 洋 君	27
散 会	37

第 2 日 (6月12日)

議事日程	3 9
出席議員	4 1
欠席議員	4 1
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	4 1
職務のため議場に出席した者の職氏名	4 1
開 議	4 2
議事日程の報告	4 2
議案第 3 3 号の質疑、討論、採決	4 2
議案第 3 4 号の質疑、討論、採決	4 3
議案第 3 5 号の質疑、討論、採決	4 3
発言の取消し	4 5
議案第 3 6 号の質疑、討論、採決	4 5
議案第 3 7 号の質疑、討論、採決	4 6
議案第 3 8 号の質疑、討論、採決	4 7
議案第 3 9 号の質疑、討論、採決	4 8
議案第 4 0 号の質疑、討論、採決	4 8
議案第 4 1 号の質疑、討論、採決	4 9
議案第 4 2 号から議案第 4 9 号までの一括上程	5 6
議案第 4 2 号から議案第 4 9 号までの一括質疑	5 7
議案第 4 2 号の討論、採決	5 7
議案第 4 3 号の討論、採決	5 7
議案第 4 4 号の討論、採決	5 8
議案第 4 5 号の討論、採決	5 8
議案第 4 6 号の討論、採決	5 9
議案第 4 7 号の討論、採決	5 9
議案第 4 8 号の討論、採決	6 0
議案第 4 9 号の討論、採決	6 0
陳情第 1 号の審査報告、質疑、討論、採決	6 1
発議第 2 号の上程、質疑、討論、採決	6 2
常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	6 3
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	6 3
議員派遣の件	6 3
閉 会	6 4

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

6 双葉町告示第 1 5 号

令和 6 年第 2 回双葉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 5 月 2 2 日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 令和 6 年 6 月 1 1 日（火）
午前 9 時

2. 場 所 双葉町役場 議場

○応招・不応招議員

○応招議員（7名）

1 番 山 根 辰 洋 君
3 番 作 本 信 一 君
6 番 岩 本 久 人 君
8 番 伊 藤 哲 雄 君

2 番 小 川 貴 永 君
5 番 菅 野 博 紀 君
7 番 高 萩 文 孝 君

○不応招議員（1名）

4 番 石 田 翼 君

令和6年第2回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年6月11日（火曜日）午前9時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
- 日程第4 委員長報告 産業厚生常任委員会報告（産業厚生常任委員長）
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 報告第1号 令和5年度双葉町一般会計継続費通次繰越しの報告について
- 日程第7 報告第2号 令和5年度双葉町公共下水道事業特別会計継続費通次繰越しの報告について
- 日程第8 報告第3号 令和5年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第9 議案第33号 専決処分の承認について
専決第2号 令和5年度双葉町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第10 議案第34号 専決処分の承認について
専決第3号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第35号 双葉町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第36号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第37号 双葉町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第38号 双葉町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第39号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第40号 財産の取得について
- 日程第17 議案第41号 令和6年度双葉町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第42号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第19 議案第43号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第20 議案第44号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第21 議案第45号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第22 議案第46号 双葉町農業委員会の委員の任命について

日程第23 議案第47号 双葉町農業委員会の委員の任命について

日程第24 議案第48号 双葉町農業委員会の委員の任命について

日程第25 議案第49号 双葉町農業委員会の委員の任命について

日程第26 陳情の委員会付託

日程第27 一般質問

5番 菅 野 博 紀 君

1番 山 根 辰 洋 君

散 会

○出席議員（7名）

1 番	山 根 辰 洋 君	2 番	小 川 貴 永 君
3 番	作 本 信 一 君	5 番	菅 野 博 紀 君
6 番	岩 本 久 人 君	7 番	高 萩 文 孝 君
8 番	伊 藤 哲 雄 君		

○欠席議員（1名）

4 番 石 田 翼 君

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	平 岩 邦 弘 君
副 町 長	森 隆 史 君
教 育 長	舘 下 明 夫 君
総務課長兼 コミュニティ センター所長兼 秘書広報課長	橋 本 靖 治 君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横 山 敦 君
戸籍税務課長	朝 田 幸 伸 君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局局長	中 野 弘 紀 君
建 設 課 長	藤 本 隆 登 君
住民生活課長	中 里 俊 勝 君
健康福祉課長	相 楽 定 徳 君
会 計 管 理 者	志 賀 寿 三 君
教育総務課長兼 生涯学習課長	木 幡 勝 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	石 上 崇
書 記	土 屋 美 香

◎開会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回双葉町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君については、本会期中、着座により発言することを許可します。

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番、菅野博紀君、6番、岩本久人君を指名します。

◎会期の決定

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期については、6月4日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から6月12日までの2日間とすることにご報告をいただきました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月12日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12日までの2日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告をします。

お手元に配付した報告書の写しをもって報告に代えさせていただきます。ご了承願います。
これで諸般の報告を終わります。

◎委員長報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第4、委員長報告を行います。

産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

産業厚生常任委員長、岩本久人君。

（産業厚生常任委員長 岩本久人君登壇）

○産業厚生常任委員長（岩本久人君） おはようございます。産業厚生常任委員会委員長の岩本久人です。閉会中の所管事務調査を産業厚生常任委員会において実施いたしましたので、会議規則第77条の規定により、要点のみ報告をさせていただきます。

事件名は双葉町内の住民福祉と地域コミュニティの現状と今後についてであります。

調査は、令和6年4月5日、4月30日の2日に分けて行いました。

今回は、双葉町内に帰還、居住された町民の方が抱えている住民福祉や地域コミュニティに関する課題を理解し、自助・共助・公助による解決の糸口を見つけ出し、町内での暮らしの充実につなげるため委員会調査を行いました。

調査の結果、職員も町内に居住されている町民に対して、きめ細やかに対応したい気持ちがあるものの、職員が支所などに分散していることなどから、対応に苦慮している様子がうかがえました。また、現時点では町内居住者数と町外居住者数に差があるため、町内の住民福祉や地域コミュニティに関する町民の自助による部分が多くを占めている印象を受けました。町内居住者、町外居住者どちらも町民であり、どちらの暮らしの充実も重要であるという町の考え方も十分に理解しましたが、早期に町内に居住する町民に寄り添った生活支援に取り組むことが、今後の町内での暮らしの充実につながるという委員の一致した意見でありました。

調査の結果、委員会の報告といたしまして、次の4点を提言をいたします。

1つ目として、専門性のある外部機関との連携であります。住民福祉については、個人情報保護の観点や対応の専門性を要することや、町内に組織があつてこそその役割が果たせるという観点からも、双葉町社会福祉協議会や双葉町民生・児童委員協議会などの専門性のある外部機関と連携を強化し、対応することを提案いたします。町内居住者と町外居住者に同等のケアが行われるように工夫して対応していただきたいと思います。

2つ目としては、復興支援員制度を活用したニーズ調査であります。復興支援員制度を活用して地域コミュニティ団体の代表者を窓口とし、地域で助け合いながら暮らす絆づくりを支援しながら、生活支援策につながることを提言いたします。

3つ目としましては、町民との協働のまちづくりによる課題解決であります。今回の調査で住民福

社と地域コミュニティに関して、課題が共通している部分もあると感じました。役場内では横の連携を強化し、常に情報共有や相互協力をしていただき、課題解決に当たっていただきたいと思います。ニーズを受け止めて終わりということではなく、町民と一緒に取り組む協働のまちづくりによる課題解決に当たることを提言いたします。

最後に4つ目として、安心して暮らせる環境づくりを進めることであります。復興まちづくり計画（第三次）では、帰還後や移住後の生活環境の改善を目指すことを、町内における基本方針としております。さきに申しあげました3つの提案を踏まえて、3世代で安心して暮らせる生活環境づくりに継続的に取り組むことを提案いたします。

以上、要点を述べて、産業厚生委員会からの報告といたします。よろしくご審議お願いします。

○議長（伊藤哲雄君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで委員長報告を終わります。

◎行政報告

○議長（伊藤哲雄君）　日程第5、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長　伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君）　おはようございます。令和6年第2回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

3月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

3月7日、双葉郵便局の移転開局セレモニーが行われ、町内での営業が再開されました。また、同日に日本郵便株式会社と地域活性化及び住民サービスの向上を図ることを目的として包括連携に関する協定を締結しました。

3月15日から20日まで、町立学校英語指導助手2名の出身地である英国キングストン・アポン・ハル市及びビバリー町を表敬訪問しました。今回は生徒海外派遣団として双葉中学校の代表生徒5名が参加し、ハル市のブルードアカデミーで同年代の生徒たちとプログラミングの授業に参加するなど、英語でコミュニケーションを取り合いながら交流を図りました。ブルードアカデミーとは、今後もオンラインや現地における学習を通して、異文化交流を継続して実施することを約束しました。

また、ハル市では市長と面会し、友好都市締結を願う親書を手渡しました。ビバリー町では町長と面会し、友好都市締結に向けた覚書を取り交わし、文化的な交流を発展させていくとともに学校同士の交流を実施することを約束しました。

3月27日、5月2日、5月15日の計3日、自由民主党東日本大震災復興加速化本部、4月7日には公明党東日本大震災復興加速化本部による町内視察及び意見交換がありました。特定帰還居住区域の下長塚地区の現状を視察していただき、一日も早く町民が町に戻り、震災前の生活を取り戻すことができるよう町内全域の避難指示解除に向けた取組を加速させること、避難生活が長期に及ぶ町民の実態に応じた帰還促進や生活支援策の実現などを要望しました。

4月8日、双葉町立小・中学校合同入学式を挙行いたしました。本年度は南小学校に1名、北小学校に3名、中学校に5名が入学いたしました。園児、児童、生徒39名によるスタートとなりました。

4月9日、イオン東北株式会社と町内において生活必需品を購入できるスーパーマーケットを整備するため相互に協力することを定めた「双葉町における商業環境整備に関する覚書」を締結しました。

4月23日、令和5年9月29日に先行認定された「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」について、計画の変更が内閣総理大臣から認定されました。今回の変更では、新たに鴻草、渋川、寺松、羽鳥、石熊、山田、細谷の7つの行政区の一部について、特定帰還居住区域の対象としております。今後、認定された区域における速やかな放射線量の低減や家屋解体のほか上下水道などのインフラ復旧に取り組み、一日も早い避難指示解除を目指してまいります。

5月18日、町立学校体育館でふたば幼稚園、双葉南・北小学校合同運動会を開催いたしました。園児、児童22名とともに、教員、保護者も参加し、笑顔と歓喜にあふれた運動会となりました。

5月25日から27日の3日間にわたり、国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」が開催されました。25日には浪江町内で標葉郷の出陣式が行われ、双葉町騎馬会からは初陣となる4歳と5歳の騎馬武者を含む総勢8騎が出陣し、五郷の騎馬武者とともに南相馬市原町区内の雲雀ヶ原祭場地に向けて進軍され、26日には甲冑競馬、神旗争奪戦に参戦し、無事に凱旋いたしました。

また、26日の本祭りでは、雲雀ヶ原祭場地で双葉町と大熊町両町の相馬流れ山踊り保存会の皆さんによる相馬流れ山踊りが披露されました。本祭り後、町内で震災後初めてとなる凱旋行列と相馬流れ山踊りが披露され、騎馬隊員より、無事の凱旋報告が力強く述べられました。

6月1日、双葉町役場において駅西住宅の鍵引渡し式を行いました。先行して供用している39戸に加え、南エリアに集合住宅26戸、戸建て住宅21戸が完成し、入居を予定されている方に対して入居に関する説明を行い、鍵を引渡ししました。今回の南エリアの住宅の完成により、整備を予定していた86戸の全ての住宅が完成しました。

6月3日、双葉町いわき支所において「令和6年度第1回学校設置検討委員会」を開催し、6名の委員の皆さんへ委嘱状を交付しました。今年度は、昨年度策定しました「双葉町学校設置基本構想」を基に、充実した教育施設の整備に向けた基本計画を策定するため、より具体的な検討を進めてまいります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。まず、報告が3件となります。提出議案につきましては、専決処分の承認が2件、条例の一部改正が5件、財産の取得が1件、令和

6年度一般会計補正予算（案）が1件、農業委員会の委員の任命が8件、合わせて17件となりますので、慎重なご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げて行政報告いたします。

○議長（伊藤哲雄君） これで行政報告を終わります。

◎報告第1号から報告第3号までの一括上程

○議長（伊藤哲雄君） 日程第6、報告第1号から日程第8、報告第3号までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、報告第1号から報告第3号までを一括議題といたします。

◎報告第1号から報告第3号

○議長（伊藤哲雄君） 報告第1号から報告第3号までの説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 報告第1号 令和5年度双葉町一般会計継続費通次繰越しの報告についてですが、令和5年度双葉町一般会計継続費繰越計算書のとおり、中野地区復興産業拠点整備事業業務委託料、双葉駅西地区住宅団地等整備事業業務委託料（第一地区分）の2事業、合わせて6,015円を令和6年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告いたします。

報告第2号 令和5年度双葉町公共下水道事業特別会計継続費通次繰越しの報告についてですが、令和5年度双葉町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書のとおり、双葉駅西側第一地区下水道施設整備事業2,031円を令和6年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告いたします。

報告第3号 令和5年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてですが、令和5年度双葉町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、復興まちづくり支援事業、住基・戸籍システム改修事業、寺内前霊園上下水道接続事業、双葉駅東地区商業施設整備用地雨水管切替事業、根小屋橋補修事業、戎川橋改良事業、消防ポンプ車購入の7事業、合わせて1億7,884万6,000円を令和6年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（伊藤哲雄君） 以上で報告第1号から報告第3号までを終わります。

◎議案第33号から議案第49号までの一括上程

○議長（伊藤哲雄君） 日程第9、議案第33号から日程第25、議案第49号までを一括上程したいと思います。

います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 異議なしと認めます。

よって、議案第33号から議案第49号までを一括上程いたします。

◎議案第33号から議案第49号までの提案理由の説明

○議長(伊藤哲雄君) 議案第33号から議案第49号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第33号 専決処分の承認について、専決第2号 令和5年度双葉町一般会計補正予算(第8号)についてであります。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

今回の補正ですが、歳入歳出予算151億4,864万6,000円のうちで、歳出予算を補正いたしました。

歳出は、民生費に住民税が非課税となっている世帯で、18歳以下の子供を持つ世帯に子供1人当たり5万円を給付する物価高騰こども加算生活支援給付金の対象者の増により、385万円を追加いたしました。それにより、予備費を385万円減額いたしました。

議案第34号 専決処分の承認について、専決第3号 双葉町税条例の一部改正についてであります。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため改正いたしました。

議案第35号 双葉町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正についてであります。指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を規定するため、改正するものです。

議案第36号 職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。職員の自動車等の使用距離に応じた通勤手当額の上限額を改正するものです。

議案第37号 双葉町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部改正についてであります。東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、改正するものです。

議案第38号 双葉町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についてであります。地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、改正するものです。

議案第39号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。令和6年度双葉町国民健康保険税の課税額算定に伴う医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれの税率を

改正するものです。

議案第40号 財産の取得についてであります。双葉町コミュニティーセンター改修事業に伴い、区分所有権の取得に係る契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は財産に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第41号 令和6年度双葉町一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ5億235万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は163億5,235万6,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。

地方交付税は、特別交付税の増により、1,079万1,000円を追加いたしました。

国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び福島再生加速化交付金の増により、1億766万7,000円を追加いたしました。

県支出金は、福島県原子力発電施設等緊急時安全対策補助金の増により、328万6,000円を追加いたしました。

繰入金は、公共用施設維持運営基金繰入金及び東日本大震災復興基金繰入金などの増により、3億8,059万円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費は、倉庫整備事業費や双葉町コミュニティーセンター改修事業費の増などにより、1億5,092万2,000円を追加いたしました。

民生費は、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業費の増などにより、8,345万3,000円を追加いたしました。

消防費は、防災備品倉庫購入費の増などにより、1,350万円を追加いたしました。

諸支出金は、電源立地地域対策交付金施設整備基金積立金の増などにより、2億6,702万2,000円を追加いたしました。

また、債務負担行為に双葉町コミュニティーセンター改修事業の設計・監理等業務を追加いたしました。

議案第42号 双葉町農業委員会の委員の任命についてであります。井戸川弘幸氏は、農業に関する識見を有する者であり、委員として適任者であると考えますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、双葉町農業委員会の委員を任命するため、議会の同意を求めるものです。

議案第43号 双葉町農業委員会の委員の任命についてであります。志賀睦氏は、農業者以外で中立的な立場で公平公正な判断ができる者であり、委員として適任者であると考えますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、双葉町農業委員会の委員を任命するため、議会の同意を求めるものです。

議案第44号 双葉町農業委員会の委員の任命についてであります。林和男氏は、過去に認定農業者であった者として、認定農業者に準ずる者であり、委員として適任者であると考えますので、農業

委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、双葉町農業委員会の委員を任命するため、議会の同意を求めるものです。

議案第45号 双葉町農業委員会の委員の任命についてであります。鶴沼久江氏は、認定農業者であり、委員として適任者であると考えますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、双葉町農業委員会の委員を任命するため、議会の同意を求めるものです。

議案第46号 双葉町農業委員会の委員の任命についてであります。大森広成氏は、農業に関する識見を有する者であり、委員として適任者であると考えますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、双葉町農業委員会の委員を任命するため、議会の同意を求めるものです。

議案第47号 双葉町農業委員会の委員の任命についてであります。澤上榮氏は、認定農業者であり、委員として適任者であると考えますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、双葉町農業委員会の委員を任命するため、議会の同意を求めるものです。

議案第48号 双葉町農業委員会の委員の任命についてであります。山田和男氏は、認定農業者であり、委員として適任者であると考えますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、双葉町農業委員会の委員を任命するため、議会の同意を求めるものです。

議案第49号 双葉町農業委員会の委員の任命についてであります。木幡治氏は、認定農業者であり、委員として適任者であると考えますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、双葉町農業委員会の委員を任命するため、議会の同意を求めるものです。

以上、提案いたしました議案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 暫時休議します。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時31分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎発言の訂正

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） ただいまの提案理由の説明で、議案第40号につきまして、自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は「処分」と言わなくてはならなかったところを「財産」と申し上げました。これを「処分」と訂正をお願いいたします。

さらに、議案第46号 双葉町農業委員会の委員の任命についてであります。「大森成広氏」と呼ばなくてはならなかったところを「広成氏」と読み違えてしまいました。大森成広氏にご訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君） ただいま町長、伊澤史朗君から発言訂正の申出がありましたので、これを許可します。

○議長（伊藤哲雄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎陳情の委員会付託

○議長（伊藤哲雄君） 日程第26、陳情の委員会付託を行います。

今期定例会において本日まで受理した陳情は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

これで暫時休議します。

休憩 午前 9時34分

再開 午後 1時00分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎一般質問

○議長（伊藤哲雄君） 日程第27、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） 5番、菅野博紀、ただいま議長の一般質問の許可をいただいたので、通告に従い一般質問をさせてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

1番、原子力賠償補償について。3月の定例会でも質問しましたが、土地の賠償について、国が示した中間貯蔵用地での金額と東京電力が示した金額で相当な違いがあると思います。また、業種や職位によって対象となる賠償の期間や金額についても違いがあります。これらのことについて、町はどのように考えているのか伺います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、原子力損害賠償について。原子力損害賠償についてのおたただしですが、原子力損害賠償における財物賠償の考え方につきましては、東京電力ホールディングス株式会社が示している「時価相当額の算定方法」によれば、宅地の場合、事故発生日時点の時価相当額は、定型評価として、平成22年度

の固定資産税評価額を基に、土地係数1.43を乗じた金額とするなどの算定方法が示されております。

一方、国が示した中間貯蔵施設用地の金額の算定につきましては、国との補償契約等を締結した時点の不動産鑑定評価額を基準としているため、原発事故後の価格が基準となっております。

土地の賠償額と中間貯蔵施設用地の金額の違いについては、損害賠償とは民法第709条に規定する「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」という法的根拠の下に、不法行為に基づく損害賠償請求権が発生したものであります。

一方、国が示す中間貯蔵施設用地の金額は、中間貯蔵施設事業のための用地の売却や地上権の設定に伴う損失補償であります。したがって、賠償金と補償金という性格の異なる事柄について、一律に比較対照できるものではないと考えております。

次に、避難先や家族の状況など町民それぞれの置かれている状況による賠償金額及び損害項目の違いにつきましては、追加の賠償基準において要介護状態の方や障がいのある方など、特に精神的苦痛が大きいと認められる場合や個別具体的な事情に応じて原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の損害実務を踏まえて、金額賠償が増額されることとなっていることなどにより、町民それぞれの状況によって賠償額は異なるものと認識しております。

町民の状況に応じた賠償につきましては、昨年7月24日、原子力損害賠償紛争審査会との意見交換において、双葉町民は最低でも11年5カ月という長期間の避難を余儀なくされ、避難指示解除後も戻りたくても戻れない大変苦しい状況にあることを強く訴えるとともに、より多くの被害者の声に耳を傾け、個別事情をしっかりと把握した上で、適時適切な指針の見直しを審議することを原子力損害賠償紛争審査会の内田会長に強く申し入れたところであります。

また、今年1月4日に東京電力の小早川社長が来訪した際や、2月18日に関係大臣が出席する福島復興再生協議会の席上において、中間指針第五次追補の中で避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償対象となる期間を平成30年3月末までとしている点について、双葉町においては少なくとも特定復興再生拠点区域が解除された令和4年8月30日までとするよう賠償期間の見直しを行うよう要望しております。町といたしましては、今後とも国や東京電力に対し、損害がある限り最後まで賠償するという考えの下、被害者それぞれの立場に立った賠償が迅速かつ柔軟になされるよう県や関係機関と連携しながら強く求めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 暫時休議します。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時53分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎発言の訂正

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 先ほどの菅野議員の原子力損害賠償についてのおただしでの答弁の一部訂正をさせていただきたいと思います。

「次に、避難先や家族の状況など」と言いましたところを「次に、業種や職位、そして避難先や家族の状況など町民それぞれの置かれている状況」と訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） ただいま町長、伊澤史朗君から発言の訂正の申出がありましたので、これを許可します。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 私の言っている意味は、職種や職位というのは、あくまでも職業です。ちゃんと書かなかった私も悪いのかもしれませんが、今回の賠償、職業については、漁業、ずっと賠償してもらっています。農業、途中で復活しました。商工業はどうでしょうか。ほかの職種、もう終わっていますよね。これ双葉町で今まで企業として税金をいただいたのを、逆に言えば潰しているのと変わらないです。そこに町は何で力を入れないのかなと。やめていく企業も多いですよ、個人もみんな。そこら辺の対応を町がしていないというのは、個人個人の賠償だからというのはよく聞きますけれども、またそこは違うのかなと思います。そこら辺に関してもどういうふうに考えているのか、お聞きしたいと思うのです。もちろん商工業者も、農業や漁業と同じように今でも賠償を、せめて赤字分くらいは埋めるとか、そのような交渉の間に入るのが町の仕事ではないのですかねと思っています。それもやらないうちに、事業税だの何だのと税金をかけるということは、ちょっと僕常識というか、普通に考えてみんなどうなのかなというところがあるので、この質問をさせていただきました。

個人賠償のことはもう今回はやめて、この業種によって、職種は職員に関しては簡単に言うと、給料と報酬の違い、報酬に関しては東京電力、賠償していません。行政の感覚でいうと、報酬は生活給ではないということをよく言いますが、実際報酬も生活給だと思うのです。それに関しては、賠償を行わないというのは、ちょっとおかしいのではないかなと思います。

例えば議員の場合は、報酬として町からもらったので、賠償は受けていません。町長の場合は給料ですよね。万が一もらえない場合は、町長は賠償してもらえて、議員は報酬なのでもらえない、簡単に言うと。一番分かりやすく言うと。その違いも僕には分からない。どっちにしても生活給です。そこら辺町の考えを教えてください。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 先ほど菅野議員のご指摘で、業種の部分であったり、職位、この話、2つありました。業種に関しては、確かに農業、農林水産業、商業、サービス業、いろいろあります。そういった職種によって賠償の多寡も違ってきますし、賠償の期間の長さ、継続して農業、水産業に関し

てはあると。商工業、そのほかのものに関しては、ほとんど終わっているというのは現状であります。ですから、職業も当然ですけれども、それぞれその被害実態、被害実情というのは違うわけです。ですから、そのことに関してしっかりと被害を感じている人たちに納得できるような賠償の取組をするようにということは、これは原賠審のほうにも申し上げておりますし、東京電力のほうにもいつも話をさせていただいております。

さらには、先ほどの答弁の中でも出ておりますけれども、双葉町の場合は、今回の賠償で平成30年までというふうに、少し延びたのですけれども、あくまでも双葉町の避難指示解除というのは、スタートは令和4年8月30日ということで、最低限そこまでは当然一人一人の住民の皆さんに賠償を継続するというのは当たり前でしょうというふうな考えでおります。

さらに、今再質問の中で出ました、町がそれぞれの賠償項目に関する期間の長さや金額の多寡について考えを述べるというのは、なかなか難しい問題だということを理解していただきたいと思います。先ほどの答弁で申し上げましたとおり、被害者それぞれの立場に立った賠償が迅速かつ柔軟になされるよう、また過去の判例等から同様の賠償項目の中で金額や期間において町民が優位となるものが示されている場合については、優位となる金額や期間を他の町民に対して水平展開できないか、県や関係機関と連携しながら強く求めてまいると、そういうふうな考えでおります。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 答弁の中で漏れましたのであれですけれども、給料、報酬に関しては、議員のおただしのおりというふうに私も認識しております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 再々質問なのですけれども、要は町は言っているだけで何もやっていないという認識が町民にはあるのです。ただ、国の言うことを聞いて、県の言うことを聞いて、言うてはいるのだよね。やってくれないのだよと。では、一人一人の町民が県や国に行って話を聞いてもらえるかということなのです。町が言うから話を聞いてもらえるのです。町が条件を出すから、あっちの条件をのんで、何でこっちの条件はのまないのだよという強い意思表示をしなくてはならないと思うのです。

これははっきり言うと、失礼になるかもしれないですけれども、ちょっと関係ない話だったら止めてもらっていいです。だけれど、はっきり言うと、中間貯蔵影響緩和金、これはもう金額まで大きく出ているので。国から3,010億円だったか、50億円ですよ、10億。そのうち本当に関わっているところにきたのは、3分の1ですよ。中間貯蔵に影響緩和をするのは、その置く場所だと思うのです。その場所に対して2町ありますよね。当町と隣町とありますけれども、3,010億円のうちにたった1,000億円です。

こういうふうにさんざん僕から見ると、ばかにされていると思う。ひも付き。これは自由度の高い。さんざんひも付けてきて、そうやってだまされて、町は何にも対応しないで言っているだけでは、誰

も納得しないと思うのです。東電に対しても国に対しても県に対してもそうです。県、国の職員は県民のために働く、国民のために働くという誓約書を書いて判子を押して、あの人たちは職員になっていますよね。パワハラになるかどうかは分かりませんが、そんな誓約書まで書いて、国民や県民を、納得いかない差別するようなこういう行動を、差別ですよね。実際職種とか業種によっては差別だと思いますよ。職業を最初から選んでいれば、最初からそういうものをちゃんと賠償するとか言っただけで、みんなそういう職業に就くのです。報酬ではなくて給料をもらえるようにするのです。

これは後出しじゃんけんというか、国民、県民、市町村民、これをばかにしているようなものですよ、実際に言うと。だから、そこまでいって、もう一回町長にあれば聞きます。だからこそ、3番目の質問につながっていくので、ここはここまで聞きますので、町長の考え、本当にそれでいいのかということ。町が言わなかったら町民が普通に行くのだったら、一揆というよりは暴動みたいに扱われるのです。暴動とか警察が来て捕まって、加害者の東京電力に行っちゃったってそうでしょう。自分たちで警備員を雇って被害者が行っても知らん顔で入れない、どういう会社なのですか。こんなところにいちいち気を遣う必要ないと思うのですけれども、そこら辺も答弁の中に入れてもらえるとありがたいです。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えします。

先ほど菅野議員の質問の中で、町は東電の言うとおりで、県の言うとおりでというふうな話ありましたが、一切そういう考えは持っておりませんし、県に対しても東電に対しても、言うべきことはしっかりとさせていただいております。

また、町は何もしてくれていないというふうな町民の声があると。私に直接そういうふうな話を伺った記憶はないのですが、そのことに関しまして、あえて反論させていただきます。今回の原子力損害賠償のいわゆる民事裁判で福島原子力災害の原告団が最高裁までいきまして、平成30年までの賠償期間の延長、これができました。それをいち早く双葉町では議会と連名で水平展開をするようにというふうな取決めもしております。

一方で、双葉地方町村会にもその波及をさせておりますし、町で何もしていないということに関しては、ほかの町が動かない以前に、町として動いて対応したというのは事実であります。そういったことはやっていないのではなくて、やっております。

さらに、賠償の結果につきましては、これは当然福島県内の被災をしている自治体の中でそれぞれ取組をしておりますし、当町でも双葉地方町村会であったり、広域圏組合であったり、または特殊な事情である大熊町と双葉町の両町での要望活動であったり、国に対するいろいろな話であったり、東京電力に対してのそういう取組というの、おのおのやっております。

ただし、これを判断するのは我々ではないので、結果が出ている出ていないという点に関しまして

は、これ残念ながらその部分に関しては全てが我々の思うとおりになっているということではないというのも確かに事実であります。ただ、原子力損害賠償紛争審査会、今年も双葉町に視察に来ます。その折にも、議会の代表である議長と一緒に原賠審に対しての今までの双葉町に対する対応、取組がどうしても納得できるものではないというのは、我々は強く申入れをします。

そういったことで、取組をしているが、結果は出ていないという部分に関しては、残念ではあると思いつつも、やっていないのではなくて、やっていてもどの自治体でもなかなかその成果が上がっていないというのが現状であります。本来最後、民事訴訟で取り組むことによって結果を出すということであれば、本来の裁判で結果を出した人たちは、当然結果を出したということに関しては非常に褒められるべきことだろうというふうに感じておりますし、行政としてそのことができるかどうかというのは、非常に難しい状況でありますし、なかなか行政が国とのそういった裁判に関して、なかなか対応するというのは厳しい状況だろうというふうに感じております。当時の、今は亡くなった浪江の町長の馬場有さんは、行政訴訟に関しては民事不介入というふうな言葉を使って、ADRを対応しながら取り組んでいたというのも事実であります。そういった部分で、それぞれの自治体の考え方はありますけれども、なかなか町としてそこまでいけるのかというのは難しいことになるだろうというふうに考えております。

町民の総意ということであるならば、町としてもさらに新たなステップをとというふうなことは考えていくべき時期に来ているのかもしれませんが、なかなかこれは国家賠償になりますから、非常に厳しい状況になるだろうと、非常に結果が出るまでには長い厳しい状況になるだろうというふうなことを想像はできていると思っております。そういった部分に関しまして、でき得る限り町として結果を出せるような取組というのはやっているつもりでありますし、いち早く今回の賠償、双葉町に関しては、令和4年8月30日がまず避難指示解除した最初の日時でありますから、そこまでの賠償に関しては当然受けるべき価値があるだろうということで、今国と東電にはそういう申入れをしていると、そういったようなことで町としてはでき得る限りのことはやっているということでございます。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 2番、町内の除染について。特定帰還居住区域については、帰還を希望される方が全員帰還できるよう、2020年代に除染が終わると思います。帰還困難区域の除染について国の説明が曖昧です。全域除染が前提の話であったはずですが、全域除染の今後の見通しについて伺いをいたします。

また、除染した場所で放射線量が上がっている場所があるようですが、その原因と対策について伺います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番、町内の除染について。町内の除染についてのおたただしですが、福島復興再生特別措置法の一部改正により、帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域及び中間貯蔵施設

区域を除く区域について、令和3年8月に2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう取組を進めるとの政府方針の下、帰還困難区域の避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活再建を目指す特定帰還居住区域制度が創設されました。

昨年9月29日には、先行区域として下長塚行政区及び三字行政区の一部が特定帰還居住区域に認定され、本年4月23日には新たに7つの行政区について、計画の変更が認定されたところです。現在環境省が除染や家屋等の解体手続に着手し、道路や下水道などのインフラ復旧については、国、県、町及び関係機関が協議の上、帰還される住民の皆様が安全かつ安心して帰還いただけるように取組を進めているところです。

特定帰還居住区域に含まれない帰還困難区域全域の避難指示解除や除染時期につきましては、議員ご指摘のとおり、現時点において国から明確な時期が示されておりませんが、町としましては、町民の皆様が安心して町にお帰りいただけるよう、引き続き国に対し速やかに町全体の避難指示解除とその実現に向け、必要な取組について求めていくという方針に変わりはありません。

町への帰還を望む町民の皆様の一日も早く双葉町へ帰りたいという思いにお応えすべく、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けて具体的な時期や取組方針を早期に示すよう町として引き続き国に強く求めてまいります。

また、除染した場所で放射線量が上がってきているところがあるが、その原因と対策についてのおたただしですが、昨年、環境省が特定復興再生拠点区域の2万8,006カ所において、空間線量率を測定した結果によると、全ての箇所毎時3.8マイクロシーベルトを下回り、さらに94%の箇所毎時1マイクロシーベルトを下回っていると報告を受けております。また、令和4年度の測定結果と比較できる2万1,385カ所については、1万6,994カ所では放射線量が減少傾向であり、また4,386カ所では放射線量の有意な変動は確認されず、横ばい傾向であり、残りの5カ所は有意な上昇が確認され、原因究明と必要な対策の検討を進めていると報告を受けております。

以上の報告を受けて、町としては環境省に対し放射線量の有意な上昇が確認された箇所については、フォローアップ除染など必要な対策を求めています。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 求めた、言っている、それがやっている結果なのかな。あと、放射線量が上がっているということは、僕たちの耳には入っているということは随分時間経っているのですよ。いまだかつて対策も原因も。これって職務怠慢ではないですか。

先ほども答弁いただきました、町はやっている。だから、町民の意識とやっているほうの意識がちよっと違うのかなと。この人たちはすごい、やっているから。国は何でもそうですけれども、最初やると言うのです。国を信用していればこういうふうに、この話も全然違う。双葉全域を除染してちゃんと帰しますよと、ころころ、ころころ変わって。それを聞いている町民が帰還意識を持てというほうが無理ではないですか。今頃いつ帰れるか分からないのに、帰還しますか、しませんか。何年経

ったのですか。言っているから、やってくれと言っているから、上がったところもあるけれども、原因と対策とそういうのを今調べていてと。それで帰還しますか、しませんかと聞かれて、答えられますか。子供が小さい子がいるところもあるし、お年寄りを、病院が近くになくてはならないような事情がある人もいるし、ましてや小さい子供がいれば、放射線量が上がったりという箇所が一カ所でもあれば、大変ですよ。それに対して原因も対策も取っていないのです。

では、今までの除染、何だったのですかという話ですよ。多くの場所で結果が出ているとか、そういうのではなくて、そういう危ない箇所があるからこそ帰れないのです。それで、町が全域普通にきれいに除染してくれると最初は言ったのですよね。それをやってもらっていないのだから、帰還しますか、しませんかという話をどこにあるのですかと。僕は双葉町で小さい頃、小学生の頃、海に行ったり、山に行ったりしました。自然で遊びました。今できますか。帰還困難区域等があるのです。海に行けば汚染水を流しているのです。科学的に大丈夫ですからと。何かあってからは遅いではないですか。自分で自分の体を子供とかを要は疫学調査でないけれども、何かあったときに、嫌ですよ。そんな状況に町内の除染もそうですよ。せめて普通全域除染でしょうって。

僕らが住んでいたときは、海で魚を捕っても大丈夫でした、釣りして。山で山菜を採って食べても問題なかったです。また、双葉の米を食べていました。野菜もよくいただきました。そういう状況ではなくて、そういう状況であれば、では帰ってくる、帰ってきたいなと思う気持ちがありますよ、自分だけでも。13年もほったらかしにしておいて、小さい子供が学校に行くようになって、学校もなければ病院もない。おまけに最低限の除染もしていないというのに、言っているとか、そういうのではなくて、本当であればこれ東京電力が除染しなくてはならないです。2020年代に終わるのは、あくまでも住みたいと言っている人の家の周りですよ。全体ではないのです。全体をやらなければ、やっぱり放射能って上がる場所も出てくるのは当たり前ではないですか。

あと、これ言わせてもらえば、東京電力から放射能がもう出ていないのですかということなのです。これ全体的に国がまとめて放射能はもう出ていません。放射能の移動はありません。除染してきれいですが、僕は解除はいいです。解除したことに別に文句があるわけではないですけれども、住める状態ではないのです、全域でないと。双葉町だけではない。もっと全部をばらまいたものは片付けてもらわないと、おかしいと思うのです。だから、2020年代の住みたいという特別な区域ではなくて、全体がきれいになるのはいつなのかということが、僕はそれを聞きたいのです。上がっている場所があるのだから、どういうことなのか、対策と原因はすぐにでもやらなくては。これでは東電の報告よりも誠意がないと思うのですけれども、町長どのように考えているのですか。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えします。

まず、先ほどの答弁の中で町内の放射線の線量については、まず全ての箇所で、避難指示解除したところですが、毎時3.8マイクロシーベルトを下回っていると。94%は毎時1マイクロシーベ

ルトを下回っていると。2万1,385カ所はそのうち1万6,994カ所減少傾向であると。4,386は放射線の有意な変動は確認されていないと。先ほどご指摘ありました上がっているという部分で、5カ所では有意な上昇が確認をされていると。そのことに関しましては、早急な原因解明と除染、フォローアップ除染などを国のほうにしっかりと取り組むように話をしております。

さらに、町として方針として、国に早期の全域解除及び必要な取組の実現に向けて申し入れていることにいささか変更ありません。まず、その一步として、特定帰還居住区域の取組によって拠点区域外にある自宅に帰りたい、元いた場所で生活を再開したいとの声に応えていきたいと考えております。

町としては、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けて具体的な取組方針を早期に示すよう、引き続き国に強く求めているところであります。町としまして、国に早期の全域解除の取組を申し入れることにいささかの変更ありませんが、一方、震災以降、今回の特定帰還居住区域の制度が国から示されるまで、国から特定復興再生拠点区域を除く帰還困難区域の避難指示解除については、具体的な方針が示されなかったのも事実であります。少なくとも避難指示解除に向けた方針が国から示されたということで、一步前進しておるというふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 言ったけれども、やってくれないと、簡単に言うと僕は取りました。言ったけれども、やってくれないというのは、言うだけではだめだと思います。そうでしょう。そうなのでしょうけれども、ただこの13年間で双葉に帰りたいといっても帰れなくて亡くなった人、苦しんでいる人がいっぱいいますから、国はそれをやらないことに責任がないと私は思っています。言っているではなくて、では責任はどう取ってもらうのか、国としての。国は、言ってやらないのだったら責任取りなさい。それは町長、もちろん言ってもらっていると思うし、それによって何か利益がありますか。苦勞しかないのです、町民は。そこに関して言っているのだけれども、やってくれないと取っている方が多いのです。言うだけでは駄目でしょうと。では、国は例えばこの期間、無税、国税の無税、何らかの対応してください。逆に国民としての権利を阻害されているのです。自分の土地に入れない、許可がなくては入れない、いろいろありました。そんなときでも国税は僕たちは取られています。国民の義務。義務を果たすためには、国民としての扱いを受けなくてはならないと思います。

それをさっきも言っていますが、町民がまとまって行けば暴動、昔で言えば百姓一揆。僕たちが悪くなる。悪くはないですよ、町民は。当然の権利を言っているのに、そういうふうになるような世の中なのです。だから、行政がもっと言ってもらいたいのです。言ってもらって条件を整えてもらいたい。我々双葉町民が我慢しますよ。その間はちゃんとやってもらっていないので、税金を免除してくださいねということにはなりません、普通は。権利の阻害ですから。それで、全域というのは当たり前前で、国が間に入っているのだから、企業はまだ生きているのです。利益を上げて黒字決算をしている企業が、そうやってやっているのです。その会社もぜひともお金を出して黒字になって

いる分だけでも、自分たちでも除染を始めないと。あと、町では原子力発電所から放射能がもう出ているか出ていないかという確認は取っているのですかとさっきも質問しました。それも教えてください、ちゃんと。

それで、場所によって上がっているというか、帰りたくても帰れないような状況は今も続いています。13年前に病院も学校も商店も、みんなあったのです、この町に。13年前、もう13年以上たちますけれども、それが無い状況をつくったのは自分たちですか。違いますよね。全域避難、除染してもらうというのは、最初の一步だと思うのです。逆に2020年代までに全域を、できれば13年前、13年数カ月前の法律で言う年間1ミリシーベルト以下、今20ミリシーベルトに対しての対応の数値を言っていますが、それは違う。我々はそういう要望を出して変更があったのですか。変更していないはずですよ。であれば、1ミリシーベルト以下、それが当たり前なのです。途中で変更したらおかしいし、ちゃんとやってもらわないと。言っているのだよ、やってくれないから、それは何をしているかといったら、やっぱりやってくれないなら、ちゃんと責任を取ってもらってください。別に国に優遇されているわけでもないですよ。病気になって亡くなったり、無念な思いをしたり、鬱病の方もいっぱいいらっしゃるし、それを考えれば、そこからのことは当然だと僕は思います。無料化とか何とかといろいろありましたよね。何だっけ、高速無料化、医療費無料化。僕らは払っていません。だけれども、あれもお頼みしているのですよ。僕ら被害者から。おかしくないですか。国はそれだけのことをやっているのですか。

こんなの当たり前だというって思う人がいっぱいいらっしゃると思う。であれば、町長、もうちょっと強くそういうもうあと何年、もうあれでしたらその間無税でもいいですよと僕は思います。やってもらえないのだから。税金を納めてもう、ちゃんと平等に扱ってもらって。さっきの質問もこの質問もそうです。せめて平等に扱ってほしい。ましてや出したところが、出したところが電気が使われていた場所はどこですか。我々の地域ではないので、そこら辺を加味して今後の交渉、できれば国税の無税化。ちゃんと住めるような場所になれば払いますよ。最低限そこはやってもらわないとと思っています。町長の考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、避難指示解除要件の3要件というのは、議員もご存じのとおりだと思います。その中で放射線量3.8マイクロシーベルト以下というのは、これは最初から今も変わっておりません。ただ、我々とすれば、当然年間積算線量1ミリシーベルト以下というのを唱えていますから、それに向けての取組を継続的にやってもらっておりますし、今現在特定復興再生拠点区域内の大半は、そういうふうな線量になっているというふうに確認をしております。ただし、全てということではないと。なので、線量を年間1ミリシーベルトの積算線量に落とすような取組は、今後とも継続的にやってまいります。

あと、いろいろな国に対するご指摘、それは本当に私もかなりの部分で同感の気持ちがあります。

ただ、これは例えば高速道路の無料化であったり、医療費の減免であったり、そんなものを本来は被害をしている住民の人たちがわざわざ言うべきではない。我々自治体としてお願いをしてやってもらうものではない、本来黙っていても継続するのが当たり前でしょうという恐らく考えだろうと思います。それは全く同じことを言っています。

ただ、国の方針としては、これ今変わってきているなという感じを我々要望に行って思うのは、本来私町長になったときには、復興庁が全ての省庁の司令塔で、復興庁に言ってもらえば全てをまとめて対応するというふうな話でありました。ところが、時間がたつと、そういうふうな話はなかったかのようなことになっているというのも現状です。だからといって我々被害者でやってもらうのが当たり前だろうというふうな当たり前の要望をしたとしても、今現状そういう状況になっていないというのも現実です。だったらどうするかというと、やはり国のほうに直接関係省庁に我々が出向いて、そういうふうな要望、要求というのはしていかなければ、これ止まってしまうと。基本的に国の省庁の担当の職員の考え方は、被災自治体が要望に来なければもういいのだなというふうに取っていますよという言い方をはっきり言われます。冗談ではないでしょうと。何で我々被災をして、その復興復旧のための取組をして、それが納得できる状況になっていないのに、そういう話はおかしいでしょうという話をします。ですが、現状そういうことだということも認識しておかないと、黙っていたら町民の皆さんに対するいろいろな制度的な生活再建とか、いろいろな支援策というのは継続は難しくなっているというのも事実です。

もう本当に自分の中で矛盾を抱えながら、非常に憤懣やるかたない思いでいますけれども、やらなければなくなってしまうということを考えたときには、国にこれ当然行って交渉するというのは、我々の立場としてやっていかなければ動きませんから。ストップしてしまったら困るのは町民ですから、そういうふうなことでやっているというのも理解していただきたいと思います。なかなか我々が思っていることが、国の偉い人たちと言ったら失礼ですけども、全部伝わっているかということ、伝わっていないというのも現状だと思っています。毎回毎回口を酸っぱくしてこの現状を訴えている。特に双葉町の復興状況についてはまだまだスタートしたばかりだということを毎回毎回国の東日本加速化本部の先生方であったり、各省庁の政務の人たちであったり、申し上げておりますけれども、それを何度も何度も根気よくやっていくしかだろうというふうに思っております。当然言って1回で直るのだったら、こんな楽なことはないですけども、毎回根気よくやっていかなければ、この現状は変わらないというふうに考えています。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。その答弁、すごくいいと思って3番目の質問に入らせてもらいます。

東京電力ホールディングスの事故対応と当町独自の税の課税について。福島第一原子力発電所の事故により双葉町民は避難生活を余儀なくされ、13年以上たった現在も処理水の海洋放出、高レベル廃

棄物建屋の存在、廃炉作業の中での事故など、町民にとって迷惑であり、帰町の不安要素となる事象が多発しています。このことについて、町はどのように考えているのか伺います。

また、町の将来の財政のことを考えた海洋放出する処理水や廃棄物などに当町独自の税を課税するべきと考えます。町長の考えを伺います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、東京電力ホールディングスの事故対応と当町独自の税の課税について。東京電力ホールディングスの事故対応と当町独自の税の課税についてのおただしですが、ALPS処理水の海洋放出については、通算6回の放出が実施されたところであり、いずれも海域モニタリングの結果等に異常がなかったと報告を受けております。

一方で、原子炉格納容器の内部調査及び燃料デブリの試験的取り出し作業の着手時期が示されるなど、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業は、新たな段階に進みつつあります。そのような中で発生した昨年10月の増設ALPS配管洗浄作業における作業員の身体汚染や本年2月の放射性物質を含む水の漏出事案、増設雑固体焼却設備廃棄物貯蔵ピットにおける水蒸気等の発生による火災警報発生などの一連のトラブルは誠に遺憾であり、町の復興の妨げにならないよう緊張感を保ち、最後まで責任を持って万全な対策を講じるよう強く申入れを行ったところではありますが、本年4月24日に新たに発生しましたケーブル損傷に伴う福島第一原子力発電所内電源A系統停止は、作業に従事していた作業員が負傷したことに加え、免震重要棟の電源が一時電源喪失に陥るなど、一步誤れば深刻な事態につながりかねない重大な事案であったと認識しており、これは議員ご指摘のとおり、帰町を考える町民にとって大きな不安要素になる許し難いトラブルであると認識しております。東京電力は一連の事象発生を受け、発電所構内で行われる各作業について、危険因子の把握とリスク分析の観点で防護措置の妥当性を点検する作業の実施を表明しましたが、町民に対し信頼を損ねる行為を繰り返した責任の重さを常に念頭に置き、一過性の作業点検ではなく、継続的かつ根本的な改善に向け取り組むよう最大限の緊張感を保つよう強く求めてまいります。

国に対しても、安全対策、ヒューマンエラー防止策の徹底について前面に立ち、引き続き東京電力に対して監督指導を徹底するよう繰り返し要望してまいります。

また、町独自の税の課税についてのご指摘ですが、引き続き持続可能な財政運営に取り組んでいるところであり、今後も財政の健全化に向けた取組を進めてまいりますので、町独自の税となる法定外税の創設については、検討する予定はございません。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 法定外税とは言っていないです。その前の質問の最終の答弁で、町長、やってくれないのだったら課税すればいいのです。何で僕らがお金、予算を使ってまで陳情に行くのかということです。町独自で税金を課税することによって、高速道路、医療費を賄えるだけの税金はここで埋めるのです。海洋放出、言っていますけれども、風評被害にもちゃんと対応しますよという

話をされましたよね、国は。十分な風評被害があるのです。これに対する被害もまだ分からない。それで、海洋放出するだけではなくて、高レベル廃棄物、爆発したのは双葉町ではないのです。双葉に爆発した高レベル廃棄物を運んできたのです。分かりますか。これ課税は独自でつくるべきだと思うのです。迷惑行為。あと、今町長が言いましたよね。デブリを取り出しますよとおっしゃいましたよね。計画が出て、ここはニュースでも出ていますよね。

でも、そういうことで説明に来ると思うのですけれども、また双葉に持ってこられても困るのですけれども、多分持ってくるでしょう。敷地は空いているのだから。そういう計画になることを予想すれば、考えていませんではなくて、こういうことを考えて、町を守る方向、ましてや町長、今私あんまり、議員になって長いのですけれども、ちゃんとどうなのと言ったとき、僕が予算審議とかいろいろなを見たときに、基金も全て交付金とか、独自の財源ではないですよ、実際は。これ町の運営って一般質問で僕はやっています。将来ありますかと、交付金運営ではないですか。交付金というのは当てにならないし、国の言うことを聞かなくてはならないです。今交付金があるうちに、次の税収を考えなければならない。税収というのはあくまでも目的基金ではなくて、一般財源は何にでも使えるのです、町長。企業誘致とかそういうものだけではなく、今やっていることは、本社があればそれに税金が入ってくる。固定資産税もそうです。だけれども、固定資産税は減免をやっているではないですか。だったら、将来を見据えた健全化財政というのであれば、ここですよ。水1リットル幾ら、廃棄物ドラム缶1個に幾ら、町が十分運営していけるような町独自の税金をつくれば、国に頭を下げなくていいし、国から出た、県がカットすれば、県に途中で中抜きされなくてもいいのです。自分のところの税金です。他の地域に見本となるような、こういうことを言われて国は何にもやってくれない。だから、自分のところでこういうふうにしたのだよという、これは全然筋が通る話だと思いませんか。

前にも質問して、そこまでいろいろ時間がなかった。あともう5分も切ってしまったし、考えようによっては、考えないではなくて、双葉町の将来を考えるのであれば、考えなくてはならないことなのです。ましてや町民のことを考えれば、考えなければならない。高速無料化、ではいいですよって、やらなくて。双葉町でやればいいではないですか。医療費免除、これ双葉町でできるだけ課税額になります。計算の仕方がいろいろありますけれども、そういうのを考えれば、ぜひともやらなくてはならないです。

今中間貯蔵に入ってきている汚染物ありますよね。汚染土とかありますけれども、あれを県外に持っていくにはあれだけ騒がれているのです。移動するだけだって各市町村に文句を言われている。あからさまに我々の地域が悪いようなことをよく言われたので、それでも受け入れたのですから。そういうのだって税金をつけるべきなのですよ。各市町村から俺たちばかり。双葉町の町民とか、我々自治体がやった事故ではないということ。それであれば、やっぱりそこにも税金をつけるべきだし、この東京電力に対しては、このとき町長も言ったでしょう。町民帰還に迷惑な事例が多いです。それでまだまだ避難は続くと思うのです、皆さん。そうなったときに、そういうふうに対応できるような町

独自の税です。国にお伺いなど立てなくていいです。それで、それが嫌だったら双葉側から出さなくていいと思うのです。汚染水もうちの町では発生していないです。廃棄物も発生していないですから。ましてや事故機もないのです。それを踏まえて、もう一度答弁ください。考えていないのではなくて、考えなくてはならないです。

あと、最後に言わせてもらおうと、この税をかけることによって、40年、50年の双葉町の財政が確保されるということも考えた上で、もう一度答弁ください。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、目的税、先ほど最初の答弁の中で税金の話はしております。その考え方にはぶれはありません。ただ、町独自にいろいろな取組というのはしていかななくてはならないと。依存財源ではなくて、一般財源ということの話だと思えます。それをできるためにどうするのかというのは、今検討して取り組んでいきたいと思っておりますし、双葉町の5号機、6号機の敷地用地に、議員もご存じだと思いますけれども、固体廃棄物貯蔵庫、これはまとめて双葉町で認定をしております。これが建設されるごとに固定資産税というのが入ってきます。

あと、さらには事業所の問題、これ一番隣の町との財政力の違いというのは、私は100%事業所の問題があっただろうと。いわゆる隣の町に100%事業所があって、双葉町には事業所はなかったと、これ事実であります。そういったことの不公平の是正を今後取組をすることによって改善することによって、一般財源のほうも随分変わってくるのではないかとというふうに考えています。そういったことができるような状況にしていかななくてはならないし、新たにそういった優良な企業の誘致というのにも必要でしょうと思えます。そういったことが企業が入ることによっていろいろな収入があることによって税が落ちる、さらにはそういったものと一緒に働く人たちがここに住んでもらうことによって、税金の収入というのは上がっていきますから、そういったまず人口が増えるということの取組もしつかりと取り組んでいかななくてはならないと。根本的な改善というのはいろいろな部分でやっていかななくてはならないと思っておりますし、当然それを着実にやっていくというふうな考えには変わりありません。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これで私の一般質問を終わります。できれば将来的な財政も考えた運営をお願いします。ありがとうございました。

○議長（伊藤哲雄君） 通告順位2番、議席番号1番、山根辰洋君の一般質問を許可いたします。

1番、山根辰洋君。

（1番 山根辰洋君登壇）

○1番（山根辰洋君） お疲れさまです。議席番号1番、通告順位2番、議長より一般質問の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

1、まちづくり基本条例の検討について。令和4年6月に策定した双葉町復興まちづくり計画（第三次）を基本計画とし、令和8年度までの復興まちづくりを進めているところではありますが、将来的に国の復興予算が減少していく中で、様々な財源を活用しながら当町独自のまちづくりを長期的な視野を持って進めていくことが重要かと思います。

そのためにも、令和8年度以降のタイミングでまちづくりの指針となるまちづくり基本条例を定めることも検討ができると思いますが、その必要性について町長の考えをお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、山根辰洋議員の質問にお答えいたします。

1、まちづくり基本条例の検討について。まちづくり基本条例の検討についてのおたかしですが、震災後のまちづくりの指針であります双葉町復興まちづくり計画は、平成25年6月に第一次計画を策定し、町民一人一人の復興と町の復興を目指して町の復興の基本的な考え方などを示しました。その3年後の平成28年12月には、第二次計画を策定し、施策の柱である基本目標に町の再興、生活再建、町民の絆、結びつきを掲げ、双葉町の帰町に向けた具体的な道筋に沿った復旧復興事業を推進してきました。現在令和4年6月に策定しました双葉町復興まちづくり計画（第三次）に基づき、特定復興再生拠点区域の解除以降の施策、事業を進めているところであります。

さらには、帰還困難区域の一部におきましては、特定帰還居住区域として認定され、除染や家屋解体、生活インフラの復旧整備が始まったところであり、議員ご指摘の第2期復興・創生期間終了後に当たる令和8年度以降の財源確保が重要課題であると認識しております。町といたしましては、引き続き復興まちづくり計画に基づく復旧復興事業に取り組んでいくとともに、これから本格化を迎える町の復興事業の財源確保に向けて国へしっかりと要望してまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ご答弁ありがとうございます。今のご答弁だと、まちづくり条例云々ではなくて、復興計画の指針の中でやっていく、令和8年度も考えていきますみたいな、一応そんなような答弁だったかなというふうに思いました。

まちづくり条例を決めていく必要性は、今のところ考えていないのかという質問だったので、それをちょっと必要性を考えているかどうかという回答がなかったの、そちらはちょっともう一回お聞きしたいなというふうに思います。

また、その中で再質問なのですが、端的にまず再質問の項目だけお伝えして、ちょっとその背景をお伝えしたいなと思います。町長のお考えで双葉町の個性や大切にすべき事柄、何だと思えるか。今議場にも町民憲章がありますが、昭和56年制定の町民憲章も踏まえながら、この大切なものの何かというのは町長の考えをお聞きしたいなと思います。

ちょっとその質問に至った背景なのですけれども、今回このまちづくり基本条例、正式名は自治基

本条例というふうに言いますが、基礎自治体のまさに憲法という位置づけで制定するというものではあるかなと。さらには、その地方分権が進む中でこの条例制定が全国的にも発展してきているという、そんなようなものかなと思っています。

現時点では先ほど復興計画もありましたけれども、福島復興特措法によってこの被災エリア、限定的な交付金措置ということがなされているとは思いますが、法律が終了すると全国一律の競争の中で自治体運営を余儀なくされていく、それが急速になるのか徐々になるのかちょっと分かりませんが、そんなことが起きてくるだろうなというふうに思っています。なので、この法律の下に、これまでであればお願いすれば予算がつくというような状況がどんどん減っていくのだろうなというのは、まさに今町長の答弁でもあったとおりにかなと思っています。

そのような状況の中で、特徴あるまちづくり、自治を進めていくには、これまで双葉町がどんな町であって、ここからどこを目指していくのかというのを言語化をしていくことを町、関係者、職員、議員も含めてだと思えるのですけれども、そういった人々だけではなくて、町を構成する住民も含めて意識を持っていくというのは非常に重要であり、唯一無二の町を目指していくことにもつながることもというふうに考えています。

このまちづくり基本条例なのですけれども、4つのタイプがあるというふうに言われていまして、1つが理念型条例、2つ目が権利保障型条例、3つ目が住民自治型条例、4つ目が行政指針型条例というふうに分類されているというふうに整理をされています。その中で昭和56年3月11日に制定された町民憲章は、まさに理念型に通じるというふうに思っています、この町民憲章を深掘りしていくことも一つのまちづくり基本条例をつくり上げていく上でのヒントになるのではないかなというふうに思っているところです。

そんな中で、前提長くなってしまったのですけれども、改めてやっぱりこの町の個性をどういうふうに未来につなげていくかという部分で、この理念型のまちづくり条例という発想もすごく重要だと思うのですが、そういう意味でこの56年制定の町民憲章も踏まえながら、町長が考える双葉町の個性であったり、大切なものというものは何かというのをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘の部分で、まず個性であったり、大切なものはとか、どんな町でどこを目指すのか、さらにはこのまちづくり条例で4つのタイプがあると、そういうふうなご指摘がありました。町の個性を未来にどうやってつなげていくのかというふうなおたしだだったと思いますが、非常に議員ご指摘のことは難しい対応になっていくなど。正直な話、今基本条例ということであると、まだこの町として将来の方向性いろいろと手探り状態でやっているというのが現状であります。

一番私としては、これは山根議員のご質問に答弁になっているかどうか分かりませんが、今の避難指示解除まで11年5カ月かかりました。住民帰還が残念ながら思うようになっていないと。い

ろいろなインフラの整備、何とか駅西の災害公営住宅・再生賃貸住宅はできました。診療所も何とか造りました。ただ、それ以外のものは何があるかという、企業誘致が多少できた。東日本原子力災害伝承館があります。令和7年度にこの町の北側駐車場にイオン東北のスーパーができます。さらには、商業施設が3カ所できます。大和ライフネクストでホテルができますと。そういったような時系列的に状況になっていくと思っています。

まず、一番私が考えているのは、元の双葉町ではない。町民の皆さん多くの方から言われております。まさにそうだと思っています。では、町民が戻るためにどうしたらいいのか。皆さんが戻って満足できるようなまちづくりというのが、これ我々のずっと先までの命題になるだろうと思っています。いつも私職員にお願いしている、職員に指示しているのは、自分たちは戻らなくてはならないのだよと、自分たちが戻るのにどういう町だったら戻りたいのですかと、どういう町だったら戻るのですか、そういうことをイメージしていろいろな施策をつくっていかなければ、自分たちが戻らない町に町民の皆さんが戻るはずないのですよという話をさせてもらっています。

議員もこちらに戻って家族で生活されておりますから、不便なことであったり、いい部分というのはあまりないとは思いますが、双葉のよさというのも多少なりとも感じるものがあるだろうと思っています。そういったことが今戻ってきている帰還をしている住民の皆さん、移住されている皆さん、そういった人たちが一緒にこの町の復興を遂げていくための協働、共生、そういったものができるような環境になっていくということが、一番町の存続に関わっていくのではないかなというふうに私の概念として思っています。

そういったことが必要であるし、一番はやはりもともとの町民の皆さんが双葉町に戻ってこれるような町でなければ、双葉町の復興というのはある意味遂げられないだろうというふうに思っています。なので、町民の皆さん、もともとの住民の皆さんが戻れるようないろいろな施策であったり、環境整備、もちろんハードの部分、ソフトの部分はあると思いますけれども、まずはハードの部分を優先順位をつけてしっかりと取り組んでいきたい。近々には町の学校設置検討委員会が立ち上がっていますから、双葉町の子供たちをどういうふうな教育をということをしっかりと捉えてやっていかなくてはならない。ただ、そういったものも今の現状で、では子供さんたちが戻って、双葉町の学校に入りますかという、なかなか状況は厳しいと思っています。だとするならば、やはりほかの町とは違った、ある意味差別化と言ったらおかしいのかもしれないですけども、特殊な教育というのを目標として掲げるというのもありだろうと、そういったことに関心を持った人たちが町を訪ねて、町で行ってみたいなど。若い世代の人たちが戻ってこない町は、恐らく存続できませんから、そういったところから少しずつ若い人たちにも町の復興に関わってもらえるような状況になればいいのではないかなというふうに考えております。

漠然とした話で、議員のご指摘の基本条例であったり、そういったものに対してのお答えになっていないかもしれませんが、まず町を存続させるための取組というのが、これ一番必須条件にな

るだろうと、そういったことから波及していろいろなものを枝葉を広げていく、そういうふうな取組をしていくべきではないかなというふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 1 番、山根辰洋君。

○1 番（山根辰洋君） ありがとうございます。すみません。私の質問がかなり抽象度が高いのは、重々理解をしながら、ご答弁ありがとうございます。まさに私自身も本当に双葉町に関わらせていただいて12年で、自分自身が双葉町内に住むということまで来たというのも何か感慨深いところもあるのですが、その中でいろんな町民の方とお話を聞く中で、やっぱり双葉町こんな町なのだなというのもすごく、私の場合はその12年の中で感じさせていただきながら、何であんな町民憲章になったのかという、何かそんなようなところも思いを馳せることが結構あるのですけれども、なかなかぽつと入ってきた移住者の皆さんに、何かそういった町の大切にしていることというのがなかなか伝わらないというのも現状あると思うので、何かそういった理念型という条例も大事なのではないかなというふうに思っ、ちょっと今の質問をさせていただきました。

ちょっと再々質問で、今度今町長もハード的なところのお話をされていたので、まちづくり条例のさっきの4つの分類の中で、3と4に位置づけされる場所だと思うのですけれども、ちょっと端的に質問をさせていただくと、個性あるまちづくりを進めるために、テーマであったり、開発基準の設定であったり、仕組みの制度化というところも重要かと思っております、その上で町長が考える重要な開発基準やテーマにどんなものがあるかお伺いいたしますというのをちょっと端的な質問をさせていただきますと思います。

ちょっとその背景も、先ほど類型に4つあるという話をさせていただいたのですけれども、その中で住民自治型条例であったりだとか、これは本当に住民が参加する仕組みや制度を投票の仕組みだったり、そういったのを規定するような条例であったり、行政の指針型ということで行政の施策の方向性だったり、そういったものを定める条例というそんな類型もあるというふうに私の中では理解しているのですが、例えばですけれども、昨今SDGsやゼロカーボンといったような形で環境に配慮した開発に重要性を置いたりだとか、先ほど町長からも協働というお話があったと思うのですけれども、住民の力を活用して自治の仕組みを取り入れたり、さきに議会でも紫波町を訪れたりしましたがけれども、民間の発想を取り入れた開発手法などいったところにも注目が集まっているかなというふうに思っています。

その中でちょっとさらに具体的な話でいくと、東京都の中央区のまちづくり基本条例でいくと、本当に明確な指針をつくっていて、開発に対する指針をちゃんとつくっていて、仕様書までちゃんと反映できるような、そんなような技術表というか、指針表みたいなのをちゃんと設定して開発、委託する事業者に対してちゃんと要求をできるような、そんな条例にもなっていたりもするところでした。

このまちづくり条例を決めるということがゴールではなくて、多分そこを考えていきながら、双葉町の開発、大切にすることが何で、それをどういう開発の仕方によって実現するかというのを条例と

して規定していくということも一つ重要な役割というか、どういう方向にぶれずに向かっていくかと。さらには、今後入ってくる新しい町民であったり、事業者であったりが、こういったものを大切にしている町なのだというを言語化して見れるようになるというのは、すごく重要なのだろうなというふうに考えているところでした。

度々前提が長くなってしまったのですけれども、端的な先ほどの質問に戻ると、個性あるまちづくりを進めるためのテーマであったり、開発基準の設定や仕組み、制度化みたいなところにどんなところに町長として重要ではないかと思っているか、ぜひちょっとその辺りをお聞きしたいなと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

非常に答えに窮するような、難しい再々質問だというふうに感じています。まず、いろいろ議員からお話ありました個性であったり、テーマであったり、開発基準、さらにはこの4つの条例の理念の中の住民自治型条例、行政指針型条例、そして町として将来持続可能なまちづくりということでSDGsであったり、ゼロカーボン、中には東京都の中央区のまちづくり条例というふうなお話がありました。

今議員の再々質問を伺っていて、私漠然としているのですけれども、実はこれ名前を言っていないかどうか分かりませんが、双葉町に東海村から職員を継続して派遣してもらっています。これは山田村長とたまたま知り合いで、直接直談判したら快く職員を送ってもらって、優秀な職員に来てもらっています。その御礼の挨拶に行ったときに、山田村長にどこか変わったまちづくり、面白いまちづくりしているところなんか、村長知っているところないですかという話をしましたら、茨城県の境町、これ何かのテレビで私もたまたま見たことあったのですけれども、非常に面白い取組をしている町だということを聞いております。何が面白いのかというのは、具体的にちょっと把握はしていませんけれども、そういった町があるということは、我々の近くとは言いませんけれども、近隣の中でそういうふうなものがあるということは、テレビがいいとは思ってはいませんけれども、そういうふうなもので特集を組まれるような町なのだなというふうに感心をしておりまして、その町の面白い取組というのも我々ちょっと実際に自分で見させてもらって、参考にさせてもらいたいなと思っております。

一番は土地開発にしても、開発基準にしても、まず将来的に町の不利益、町民の不利益にならないというのが一番ベースだろうと思っています。我々震災で唯一日本の国の中の自治体で1,600から1,800の自治体あるわけですが、11年5カ月も町に戻れなかった、ふるさとに戻れなかった町というのは双葉町だけです。そういった中で、自分たちが戻って生活をする上において、やはり環境というのは十分これは理念として掲げなくてはならないのではないのかなと思う。そういうふうなSDGsも含めたカーボンゼロ、こういったものはもう間違いなくそのワードになってくるのだろうというふうに考えておりますし、そういったものを含めた町として取組をしていきたいというふうに考

えております。

当然町のこの役場庁舎もそうですし、駅西の住宅もそれを視野に入れた作り込みをしているというのはご理解いただけだと思います。将来町がそういうふうなゼロカーボン宣言している自治体、たしか双葉郡で3つあったと思うのですが、双葉は宣言していません。これなぜかという、かなりハードルが高いというのを私の感覚として受けたものですから、その宣言をすることによっていろいろな縛りを受けて、逆にカーボンゼロができないというふうなことは、ちょっと意味がないでしょう。だったら、宣言しなくても町としてどこまでゼロカーボンに近づけるような取組ができるかというのに挑戦してみたいなということで、双葉町は残念ながらゼロカーボン宣言はしておりません。やらないのではなくて、宣言しないでやってみる方法をやったらどうだろうということで考えておりまして、私のそういうふうなまちづくりに対する考え方としては、そんな考えでちょっと漠然としておりますけれども、答弁にさせていただきます。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。今みたいな話は、ちょっと2番にも続くところがあったので、このまま2つ目の質問に行かせていただきます。

2、人材育成基本方針の策定について。生産年齢人口の減少、働き手側の価値観の多様化、デジタル社会の進展等により地方公共団体を取り巻く状況が大きく変化している中、総務省においては、人材育成・確保、職場環境の整備を総合的に図る観点から、平成9年に策定された指針を大幅に改正した「人材育成・確保基本方針策定指針」を令和5年12月に定めています。

当町においても、昨今の社会情勢の変化を加え、原子力災害からの復旧復興という大きな課題に対し、より専門性の高い人材の育成や確保、管理職の育成などが重要な取組になると考えられますが、総務省の指針を踏まえた人材育成方針をこれまでに作成した経緯があるか。また、指針の改正を踏まえ、今後策定または見直しする考えがあるかお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、人材育成基本方針の策定について。人材育成基本方針の策定についてのおただしですが、当町では地方分権推進の要である職員の人材育成を推進するため、平成9年の人材育成基本方針策定指針に基づいて、平成18年3月に双葉町が求める職員像や職員に必要な具体的能力など、主要6項目による双葉町職員人材育成基本方針を策定しております。

一方、策定から18年が経過し、東日本大震災及び原子力発電所事故の発生による町を取り巻く状況が大きく変化する中、町の復旧復興事業をさらに前進させるため、住民の帰還及び新たな移住定住者を増やしていく施策はもとより、国の新たな指針として生産年齢人口の減少、働き手の価値観の多様化、デジタル社会の進展など、地方公共団体を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえたまちづくりや人づくりを推進していくことが重要であると考えております。

そのため、複雑多様化する行政課題に対応する上で、人材育成や人材確保に加えて、職場環境の整

備やデジタル人材の育成及び確保に取り組むための新たな人材育成・確保基本方針を策定する必要があると考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 1 番、山根辰洋君。

○1 番（山根辰洋君） ご答弁ありがとうございます。なかなか震災を経てというか、この人材確保方針も震災のちょうど過渡期の時に修正がされたりだとか、現在このコロナの後に、令和5年に策定が変更されたということで、なかなかそこに追いついていくというのが難しいというのは重々承知の上でもあるのですが、やはり先ほどこっと1つ目の質問でもさせていただいたとおり、どこに向かって町を、何を大切にしながらどこに向かっていくかという中に、やっぱり誰とどういう役割の人と向かっていくかということもあると思うので、そういう中で役場の職員の方たちのこういった現状を踏まえた上でのスキルアップだったり、そういった確保、足りないところには人を入れていくというのは、そんなようなことも重要になってくるので、この辺りが非常に今策定されるというお話も検討されているということだったので、ぜひ考えていただきたいなと思うのですが、その上で町長が考える双葉町が今置かれている状況を踏まえた双葉職員に必要なマインド、考え方や仕事の向き合い方であったりとか、スキルに対してどのようなスキルが今必要なのではないかというふうに町長がどう考えているかというのを伺いたいというのが端的なところでした。

ちょっとここの質問の背景としては、やはり総務省が定めるもちろんそのDXだったり、いろんな昨今の事情というその社会情勢というのはもちろん一般論で言われるところはあると思うのですが、その一般論に加えて、やっぱり双葉町の特殊性であったり、この住民がばらばらの中で町民の人とうまくコミュニケーションを取りながらまちづくりをしていかなければいけない、なかなかこの難しい状況があると思っています。そういった意味でも、積極的に例えば外に出て行って、町民の人と触れ合ったりとか、そういうこともしていかないと、なかなか町の全体像が捉えられないということも多くあると思うので、そういった町の特殊事情も踏まえて、この人材育成方針の中に盛り込むべき職員の考え方だったり、スキルみたいなのは、どういったものが重要であるかと考えているかというのをぜひちょっと伺いたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

まず、職員、これは私が町長に就任してから12年たって、12年間毎年職員採用させてもらいました。1つは、当たり前の公務員試験、高卒程度、大卒新卒、あとは社会人枠、そんなようなやり方ですとやってまいりましたけれども、なかなか日本で一番厳しい町でありますから、新たに双葉町の職員としてということになると、どうしても絶対数が足りていないような感じがずっとしていました。

一方で、ここ数年ですけれども、リクルートでやっているSPI試験、こちらに切り替えて、結果よかったかどうかというのはまだ評価は別なのですけれども、大分職員が採用試験を受けてもらえるようになりました。今までは、新採用職員が数名であったのが、はっきり言って10倍ぐらい、数十名

受けていただいています。

なので、ある意味選ぶ幅が広がったという点では非常にいいのですけれども、ただ逆に受け手のほうが、受ける側の職員の人たちもある意味力試しで、内定通知を出しても内定辞退とか、そういったようなことも事象として起きています。

そこが非常に我々被災自治体が苦しんでいる、苦勞している状況です。そういった部分でも何とか震災当初よりはある程度人材がそろってきているのかなという感じ、実感はしています。一方で、やっぱりメンタルがやられている、メンタルヘルスチェックをしますと、やはりいまだに職員の精神状態はあんまり芳しい状態ではないというデータが出ています。これ、では改善させるためにどうしたらいいかということをまず我々がやらなくてはならないのですけれども、メンタルヘルスの専門家の先生に、では先生、どうしたらいいですかというと、休ませてくださいと。いつまで休ませればいいのですか、どういう休ませ方をするのですか、どういう処置の仕方をするのですかというと、残念ながら確たる答えが返ってきません。そういったことで、非常に今現在でもメンタルでちょっとまずい状態の職員がいて、休んでいるというのも現状です。

この何とか復帰してもらいたいと思いつつも、そういうふうになっている職員というのが非常にケアがなかなかできていないというのも事実であります。そういった部分を踏まえて、これは私のあくまでも理想なのですけれども、やっぱり人間の性格として暗いよりは明るいほうがいいし、ポジティブなのかネガティブなのかといたらポジティブのほうがいいと。基本的にその辺の2つというのは、重要な職員の資質になってくるのではないかなと、そういうふうな意識を持って頑張ってもらいたいなと思いつつ、なかなか厳しい状況でありますから、だんだん、だんだんなかなか自分の殻に入ってしまうという職員も中にはいるみたいです。そういったことで、みんなで何かスキルアップ、レベルアップするためにどうしたらいいのだということを考えているのですけれども、これだという特效薬がないのです。

なので、今ようやくやり始まっているのは、震災から13年たちまして、12年目からなのですけれども、国のほうに将来有望な職員を派遣して、いろいろな官庁、省庁に行って勉強してもらっています。そういった人間が戻ってきて、中の地殻変動といたらおかしいのですけれども、レベルアップ、スキルアップにつながってもらえればいいなというふうなことで、ようやく遅ればせながらのですけれども、始まっています。

一方では、ありがたいのは国、県、全国の自治体から大勢の人たちが双葉町に手を挙げて来てもらっていると。国の人間も県の間も、特に自治体、全国から結構今年は今までの自治体派遣職員の倍ぐらい来てもらっています。そういった部分で一人一人当たってみると、やっぱりこの双葉の実情、実態というのは、来てみて初めて分かったと。話では聞いているけれども、こんな状況だと思わなかったという職員がほとんどです。ですけれども、すごくやる気を感じて、逆にそういう人たちに刺激を受けて町のプロパー職員が、この人たちこんなにやってくれるのだ、我々も頑張ろうというふうな

気持ちになってもらえれば、中で化学反応でよくなっていくのではないかという期待をしています。

まずは、いずれもそれぞれ明るい人、おとなしい人、真面目な人、元気な人、いろいろいると思うのですけれども、どちらかというと先ほど言ったような、やはり元気がある人が一番やりがいというか、変わっていくのではないかなと。元気でないから、おとなしいから駄目だというわけではないのですけれども、ちょっとずつでも考える、変える、自分の意識というのも必要だろうし、一番大切なのは町民の人たちに接するその接し方ですよね。議員も感じると思いますけれども、こちらから声かける努力をしていくというのが必要だと思います。役場に來られた町民の人たちが、うろうろ、キョロキョロしたときに、誰も声をかけないという状況では、住民の皆さんの感覚からすれば、何だ、双葉の役場はというふうに感じるかもしれません。

逆にそういうふうに迷っている人、どうしたらいいかな、どこに行けばいいのかなと分からない町民の人に声をかけることによって、いや、双葉の役場の職員は声かけてくれて、何か分からなくてもちゃんとやってくれるのだというふうに思われるという取組が必要だと思います。それを簡単なことなのでも、意外と難しいのです。私も郡内8カ町村の各自治体に行って、この町はやっているとか、この町はちょっとという、そういうところがあります。それが双葉町の役場も、双葉の役場の職員はいいよと言ってもらえるような、スキルアップにつながるようなそういうふうなものから基礎的なものだと思いますけれども、そういうものができるようになれば、職員も自信もついてきますし、また町民の人たちの顔を覚えるということは、職員にとって絶対マイナスではありませんから、そういうことも含めて今双葉出身でない職員が過半数になってきましたから、それをちょっと改善できたらいいのではないかなというふうに思っています。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。今お話いただいたのは、確保・育成にプラスアルファ職場環境、マネジメントみたいなところのお話も含んでいたところだと思います。例えばその確保のところ、こういう確保するにはこういう関係が必要みたいなことも多分規定されるといいのだろうなと思うと、ちょっとお話を聞いていました。

プラスアルファ、今だと課長が兼務されていたりだとか、そういった課題もあると思います。なので、ちょっと今この震災を経て中間層が少なくなっていて、その下を担う世代が少なくなっているところだと思うのですけれども、そこに対する何か次の課長職であったり、執行を担うようなそういった人材に対してどんなアプローチをかけていく必要があると考えているかというのをちょっと再々質問でさせていただければと思います。お願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

まずは、結局課長職、今併任で2人やってもらっています。そういったのを組織の改編というのも、今ちょっと検討しなくてはならない時期だろうと。あとは、本来は人材育成で上がってきて、その課

長職に耐え得るような職員になってもらいたいというふうな考えですし、そうなるのが理想なのです。ところが、どうしても震災以降、途中で退職してしまった職員が多かったことによる、簡単に言うと弊害が出てきているというのも現状です。その部分をどうやって、議員からもそういうふうな併任についてのご指摘も何度かありましたけれども、これ本当に悩ましい問題で、上げることによって育つということも必要だと思います。いわゆる職がその人間を形成するという言葉がありますから、そういう人もいるでしょうし、だけれども、逆に重荷になってしまって潰れてしまうという人ももう一方ではあります。そこの部分の見極めをしっかりとしながら、登用はしていきたいというふうに考えています。

また、どうしても組織の改編でクリアできなければ、やっぱりほかから人材を求める以外になくなってくるというのも事実です。あまりそれはしたくないと思っていますけれども、どうしても足りない部分はせざるを得ないのかなというふうな感じはしています。そういう部分で、中で化学反応が起きて、いや、外から来てもらった人にばかり頑張ってもらうのではなくて、我々がという意識に逆になってもらえれば、またいい方向に出る可能性もあるだろうと思いつつ、なかなか今職員も非常に疲弊しているというのも現状ですから、そこをうまく働いてもらうというのも大変だと思いますし、職員には大変だと思いつつも、いつも私の叱咤激励はできないのではなくて、やるためにどうするのだと。今やらなくていつやるのですかと。まさにそういうふうな気持ちでやってもらいたいというふうなことで、負担になっている可能性もあると思いつつも、でも今やっぱり一番双葉町が大変なときですから、ここで頑張らなかつたら、あとの将来の双葉町というのはないですよということは職員にも自覚してもらって、取り組んでもらっていると思っています。

○議長（伊藤哲雄君） 1 番、山根辰洋君。

○1 番（山根辰洋君） ご答弁ありがとうございました。大変な組織づくりの現状かと思いますが、引き続き私自身も何かご協力できることがあればと思っています。

これで一般質問を終わります。

○議長（伊藤哲雄君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3 時 2 4 分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和6年第2回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

令和6年6月12日（水曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第33号 専決処分の承認について
専決第2号 令和5年度双葉町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第2 議案第34号 専決処分の承認について
専決第3号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第35号 双葉町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第36号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第37号 双葉町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第38号 双葉町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第39号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第40号 財産の取得について
- 日程第9 議案第41号 令和6年度双葉町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第42号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第11 議案第43号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第12 議案第44号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第13 議案第45号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第14 議案第46号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第15 議案第47号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第16 議案第48号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第17 議案第49号 双葉町農業委員会の委員の任命について
- 日程第18 陳情審査報告
陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情
- 日程第19 発議第2号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書案
- 日程第20 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第22 議員派遣の件
閉 会

○出席議員（7名）

1 番	山 根 辰 洋 君	2 番	小 川 貴 永 君
3 番	作 本 信 一 君	5 番	菅 野 博 紀 君
6 番	岩 本 久 人 君	7 番	高 萩 文 孝 君
8 番	伊 藤 哲 雄 君		

○欠席議員（1名）

4 番 石 田 翼 君

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	平 岩 邦 弘 君
副 町 長	森 隆 史 君
教 育 長	舘 下 明 夫 君
総務課長兼 コミュニティ センター所長兼 秘書広報課長	橋 本 靖 治 君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横 山 敦 君
戸籍税務課長	朝 田 幸 伸 君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局局長	中 野 弘 紀 君
建 設 課 長	藤 本 隆 登 君
住民生活課長	中 里 俊 勝 君
健康福祉課長	相 楽 定 徳 君
会 計 管 理 者	志 賀 寿 三 君
教育総務課長兼 生涯学習課長	木 幡 勝 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	石 上 崇
書 記	土 屋 美 香

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

○議長（伊藤哲雄君） なお、日程第1、議案第33号から日程第17、議案第49号までは、それぞれ全員協議会で説明を受けていますので、申し添えます。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、議案第33号 専決処分の承認について、専決第2号 令和5年度双葉町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により行います。

歳出、第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第33号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第33号は承認することに決定しました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第2、議案第34号 専決処分の承認について、専決第3号 双葉町税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第34号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第34号は承認することに決定しました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第3、議案第35号 双葉町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

6 番、岩本久人君。

○6 番（岩本久人君） 議案第35号の今回の公の施設の指定管理者指定手続の条例の改正に関してのこの目的、そしてまたどのようにこの条例によって変わるのか、お伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の質問に総務課長のほうに説明をさせます。

○議長（伊藤哲雄君） 総務課長兼秘書広報課長、橋本靖治君。

○総務課長（橋本靖治君） それでは、ただいまの岩本議員のご質問にお答えいたします。

今回の改正する内容、それから目的でございますが、現在指定管理者による公の施設の管理を行っているところでございます。まず、今回追加する内容としまして、一番初めに適用範囲という事項を追加させていただきました。これにつきましては、今後指定管理者を公募する際に、諸条件を整理するため、施設の準備段階から準用できるように改正するという内容のものです。

また、ほかにも追加事項等につきましては、ほかの自治体の条例を参考にしながら、必要な事項を追加改正させていただくものでございます。具体的な改正点につきましては、例えば今回追加しております条項の中で、業務報告の聴取等という事項を追加してございます。こちらにつきましては、例えば指定管理者に対して業務や経理の状況に関して報告を求めて、調査や必要な指示ができることとするような、そういった内容を追加させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤哲雄君） 6 番、岩本久人君。

○6 番（岩本久人君） ただいまの答えの中にも答弁があったかというふうに思いますが、この指定管理者の公の施設の運営に関して、利用者のサービス向上のためにも評価あるいは検証、場合によっては指導をどのように事業者のほうに行っているのかどうかをお伺いしたいというところです。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） ただいまの岩本議員の質問に対しまして、総務課長のほうより説明をさせます。

○議長（伊藤哲雄君） 総務課長兼秘書広報課長、橋本靖治君。

○総務課長（橋本靖治君） それでは、岩本議員の再質問のほうにお答えをいたします。

指定管理者からどのような、報告自体は年度末を目安に業務の報告というような形で報告を受け、その途中にあっても事業計画書というような形で業務の実施に当たっては、担当所管課と調整をしながら担当所管課の指示に従い、業務を遂行させるというような内容で現在運営等をしているところでございます。

その業務報告を持った上で評価をするというふうに理解してございます。

以上でございます。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

◎発言の取消し

○5 番（菅野博紀君） すみません、間違えました。発言を取消しさせてください。

○議長（伊藤哲雄君） ただいまの菅野議員の発言の取消しに対しまして異議ございませんか。
（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしということで認めます。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第35号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第4、議案第36号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題

とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第36号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第5、議案第37号 双葉町特定復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第37号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第6、議案第38号 双葉町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第38号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第7、議案第39号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第39号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第8、議案第40号 財産の取得についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、菅野博紀君及び岩本久人君の退場を求めます。

（5番 菅野博紀君、6番 岩本久人君退場）

○議長（伊藤哲雄君） 直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第40号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

菅野博紀君及び岩本久人君の入場を願います。

(5 番 菅野博紀君、6 番 岩本久人君入場)

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第9、議案第41号 令和6年度双葉町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第10款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第14款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第15款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第17款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第18款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 歳出に入ります。

第2款総務費。

5 番、菅野博紀君。

○5 番（菅野博紀君） この5 番の財産管理費の倉庫整備測量地質調査委託料の件なのですけれども、前全協などで言ったように、場所的にどうなのかということなのです。地盤もちゃんとしている場所か分かっている場所かあるにもかかわらず、わざわざ場所を言ってまずかったらあれなので、地盤そこまでいい場所ではないと思うのです。隣にあった建物が地盤沈下している、この前の地震で、しているという実績もあるので、これ場所の見直しとか検討する気はないのですかと全協でも言いました。

これ例えば今技術的にそういう場所にも建てられるというのはあるのですけれども、杭を打って何とかってやっぱり予算が多くかかるようになってしまうと思うのですけれども、そこら辺どのように考えなのか。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

旧役場跡地ということでご指摘ありました。全員協議会の中でも同じような質問がありましたけれども、町としまして議員からご指摘あった地盤のあまりよくないところ、当然町有地の中でいろいろと調査といいますか、検討させていただきました。一方では、安定的な地盤であるということもご指摘ありましたので、その辺も検討させていただきました。総合的にいろいろ考えたときに、町有地であるということと、その中で総合的に判断をさせていただいて、現在の場所に判断をさせていただきましたということをお答えさせていただきます。

詳しくは、総務課長より説明をさせます。

○議長（伊藤哲雄君） 総務課長兼秘書広報課長、橋本靖治君。

○総務課長（橋本靖治君） それでは、菅野議員のご質問に対して説明させていただきます。

今回の整備箇所につきましては、旧役場庁舎の西側の駐車場を予定してございます。そちらにつきましては、今回の倉庫整備につきましては、町の復興を進める上で早期に着手したいと考えておりますことから、ある程度の面積が確保できる公共用地で検討を進めました。旧役場庁舎につきましては、国道6 号を挟んで東西の中心にあるというところ、場所でもあり、旧役場庁舎の中には現在も大量の公文書が今現在も保管されております。それらを新しい倉庫に保管する際にも、運搬を要する観点でも効率がよいというふうに考えてございます。

その中で、先ほど町長のほうからもご説明ありましたが、議員ご指摘のとおり、地盤のよいところも検討したのかというところでございますが、ふたば幼稚園ですとか、双葉中学校、例えば北小学校、そういったある程度の面積を持った公共用地も検討しておりましたが、ほかの場所につきましては将来の土地利用、そういったものの観点から、今回の倉庫としての立地環境を考慮して、今回候補としておりますが、西側の駐車場のところが最も適地であるというふうに今のところ考えてございます。

その上で、地盤が悪いとのご指摘でございますが、今回地質調査をさせていただくことによりまして、倉庫整備に当たってどの程度の対策が必要であるのかと、そういったのも含めて調査をさせてい

ただきたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） やらなくてはならない事業というのは分かるのですよ。だけれども、それをしていなかったのは執行部だよ。帰ってくる前に欲しいものだった。それ議会から指摘されて、今頃という感じなのです。

それで、これ今避難場所があんまり双葉町にないので、避難場所としても備蓄倉庫としても使わなくてはならない場所だよね。今場所言ったからあれだけれども、地盤が悪ければ避難できるのかという話になるのです。23年の3月11日、役場に避難した人がどのくらいいましたか。ほぼいないですよ。あんまりいなかったです。やっぱり地盤のいい中学校、北小。幼稚園は避難場所になっていなかったです、いなかったです、人。そういう実績を見たときに、津波、中間貯蔵、同じぐらいの津波が来ても、スーパー堤防と防風林ができて50%、防げるのは。同じような津波が来る可能性はありますよね。また、それ以上の津波が来る可能性があるのです。そうなったときどこまで来たかという検証とかやったとき、やっぱり高くて地盤のいいところというのは普通ですよ。町民の財産、町のお金というのは町民のお金ですから、万が一使えなかったらどうするのですか、そういうとき。公文書もあるというのは分かりますよ、近くに。引っ越し費用が軽減されるよりも、ちゃんと残さなくてはならない場所で調査する前に分かっていることを、これ職務怠慢なのではないですか。いいところあるよと言っているのではないですか。将来性といったら将来そこも使えるような場所ではないですか、6号線から近くて。

物は考えようですよ。当町は津波被害もありました。もっと大きい津波が来たときに、やっぱり高いところですよ。そうなったときのことを考えていますか。地盤がいいところいいところと言っているのは、ただ言っているのではなくて、そこに避難できるかどうかということも考えなくてはならないのではないですか。できればいいものを安く、いいものをわざわざ高くする必要はないと思うのです。それで地質調査なんかは、23年に給食センターの関係で、22年か、地質調査、例えば中学校はもうしてあるので、ある程度のことは分かっていると思います。この前言ったとき、役場庁舎を建てたときの地質調査のデータ、全然指摘されても見直さないというのは、ちょっと執行部おかしくないですか。お金があるから、お金かけてもいいという問題ではないと思うのです。

そういうのを考えれば、やっぱりもう一回検討し直すことも一つ。将来何ができるって何か案もないうちに将来使えるかもしれないというのは、答弁になっていないと思うのです。であれば、ちゃんと備蓄できるところ、避難場所もない、そういうのを全部総合的に見たときに、ちょっと違うのではないですか、予算的にもみんな。

では、逆にさっき候補地言ったでしょう。中学校の校庭でも、小学校の校庭でもいいよね。やったときと建設費用がどの程度違うのか。地質をどれだけいいじらなくてはならないのかというので、かなりの金額の差が出てくると思うのです。そこまで言われて、そこを遂行するのであれば、指摘はして

いるのですから。万一あったときに、誰が責任を取れるのですかと。行政というのは、町民のために動くものですよね。使えなくてそこが例えば本当に避難場所に使えなかった場合、やっぱり最善の方法を考えていいところがあるのだっていいほうに向かなくてはならないと思うのですけれども、そこら辺どういうふうを考えているのか。取りあえず万が一あれの時は、僕はこれほかの予算も絡めてきているので、ほかの予算も反対になってしまうのかもしれないのですけれども、そういう予算の使い方は、僕は間違っていると思うのですけれども、そこら辺のお考えをお聞かせください。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、今回の東日本大震災の津波、これは我々非常に厳しい体験をしているというのは、私も経験者の一人として自覚しております。今回の郡山海岸を襲った津波に関しては、一説によりますと、約16メートルの津波だったと。かなり被害が甚大だったということは理解しております。さらに、防潮堤6.2メートルのやつを7.2メートルまでかさ上げをするということと、津波被災地を2メートル盛土しております。現在の双葉町の産業交流センターの場所で、前回の東日本大震災の津波のレベルのやつが来た場合には、どの程度の津波が襲ってくるかということも想定しております。約1メートルぐらいに減災をされるということの報告を受けております。

そういった部分で、今回の役場庁舎に造る予定であります調査の予算を計上しております書類を保管する倉庫、こちらに関しましては、恐らく津波がそちらまで届くということはないだろうということが想定できております。

一方で、当然町民の皆さんがそういうふうな天災が起きたときに避難をしなくてはならないと。今議員から避難場所のご指摘もありました。今回の役場庁舎の西側に造る倉庫に関しましては、避難場所というふうな考えではなくて、書類の保管であったり、備蓄というふうな考えであります。当然町民の皆さんに避難をしていただく場所は、しっかりと安全を担保できるような場所を考えているというふうに考えております。

詳しくは、総務課長のほうからまた説明をさせます。

○議長（伊藤哲雄君） 総務課長兼秘書広報課長、橋本靖治君。

○総務課長（橋本靖治君） それでは、菅野議員の再質問に説明させていただきます。

先ほど議員のほうからご指摘ありました今回の倉庫、やはり津波のリスクがあるような場所ではないか、また地盤が弱いところではないかというようなご指摘でございます。繰り返しの説明になるかもしれませんが、例えば津波の被害を避けるために、高台になると、多分想定されるのが高台ですと、双葉中学校ですとか、北小学校、ふたば幼稚園、そういったところが公共用地でも高台の場所というところかと思えます。そういったところとも比較しまして、今回倉庫につきましては、旧役場庁舎の西側のところがふさわしいというふうに判断したところでございます。

また、議員ご指摘のありました備蓄倉庫、そういったものがあったときに、被災を免れないような

ところでは危険ではないかというようなご指摘あると思いますが、そういった避難の際に必要な備蓄倉庫につきましては、今回の6月の補正予算でも計上させていただいておりますが、町内のあらゆる箇所に分散するような形で防災用の備蓄倉庫につきましては、整備を図ってまいりたいと思っております。

また、地質調査につきましては、旧役場庁舎を建設したときに、古いデータがあるのではないかとというようなご指摘かと思えます。そちらの旧役場庁舎が建設されたのが約40年前でございますので、そちらにつきましても古いデータであるというところと、あとは建設場所を具体的にもうピンポイントというような形で整備する箇所を調査すべきであるというふうに理解をしております、今回の倉庫整備に当たる地質調査費用を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 全協で指摘されたことを全然やっていないです。それ40年前の地質って変わるのですか、そんなに。ましてや17年前の中学校のところもあるよという話をしましたよね。それを基礎にして、検討材料になるわけですよ。その検討もしない。今言っているのは分かりますよ。町民の避難場所。ないのです。今建ててそういう場所もつくらなくてはならないのです。避難解除する前につくらなくてはならないものを全然つくられていないのです。それで、津波被害とかそういうものの前に、これ答えていないことがあります。避難するときに、道路の寸断とかいろいろありますよね。地盤緩いところはどういうふうになるのですかということを行っているのです。

質問しても答えていないことがあって、ただ言っていることは、僕簡単に言うと、1つ言います。避難場所ないでしょう。それでそこまで行くのに、例えば道路が駄目になっていたりなんかしたら避難できないよと。前回の震災の時にもそうですし、あそこら辺に今の計画で住宅がありますか。やっぱりその住宅の近くに備蓄倉庫、例えば大事なものを、ここに役場あるのですよ。役場あるのだったら、どっちが近いのですか。旧役場に行くのと、その高台のほうに行くのとどっちが近いのですかというのをそういうのをわざわざ不便にしているのですか。お金をかけて不便にするというのは、ちょっとこれ行政のやり方としたら真逆のことをやっていませんか。

土地がキープできる町有地、分かりますよ。それも言っていること全部分かるのです。ほかにも町有地はあるのです、地盤のいい町有地が。それで、公文書、大事な公文書を入れるための倉庫だというのだったら、そこまで大きくなくてもいいですよ。今あるのはいわきにもありますよね、公文書、倉庫か何かを借りて。あと、双葉町役場にもあるし、あるものをちゃんと保管するものだったら大事なもののなのだから、リスクを背負わないような場所にとというのが普通だと思うのですけれども、わざわざ高くリスクを背負う場所に持っていくという考えが、僕には分からないので、今ご答弁はいただきました。これ町としては最善にいいものをちゃんと長く使えるもの、考えたときに場所も関わってくるのだよね。総務課長、言っていましたよね。40年前だという、50年前ぐらいですよ、あれ。結

構古いのです。40年以上分かっているのです。ないのならないでいいのです。この震災でどこに行っているか見える状況ではないというのだったら分かりますよ。指摘されて、それを見ようともせずに自分たちの都合だけでそこがいいというのはちょっとおかしい。40年、50年使うのですよ、また。もっと使うかもしれない。であれば、最善の場所もそうですし、ものもなるべくいいもの、公共施設は今の流行で造っては駄目なのです。10年後、20年後、先を見て造らないと、建てた時点でもう古い建物と変わらないのです。やることはやって手続はかかるから。そういうことを鑑みてつくらなくてはならないのに、ここも地盤が悪いですから。これは僕指摘していますから、随分。地盤が悪いところばかりにわざわざ選んでやっているのですかと僕は思います。

これは検討し直すべきだと思います。いいですよ、予算通しても。予算を通すけれども、もう一回これ検討させて話し合っただけでやれませんかというぐらいの答弁はできないのですか。でなかったらこのまま進めるのだったら、多分無駄遣い。これ3,000万円、3,400か、全部で3,400万円。使うのはいいです。場所でどっちにしてもどこに建てても地質調査はやらなくてはならないと思うのです。有意義な予算を使ってほしいのです。3,400万円って結構大きいと思うのです。そのほかに何億円と、10億円まで、10億円ぐらいかかるのかな、次。億のお金がかかるのだから、やっぱり少しでも安くいいものを、物価高騰で今大変ですよ。予算なんかもうつけても時間たてば材料の高騰とかあるので、そこら辺を考えたときに、やっぱり下に地盤をいじる分を上にかけるとか、そういうふうな予算にしてほしいのですけれども、最後なので、次の答弁で決めさせてもらいたいと僕も思いますけれども、普通であれば予算の見直し、通しても考えるとかという話が僕は欲しいです。欲しいというのは、僕の意見であって町民の意見だと思います。やっぱり有意義な予算を使ってほしい。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、文書のための倉庫の今回の予算、測量、地質調査、これに関しましては、先ほどから申し上げておりますけれども、本来の役場で保管すべき書類とか、そういったものを置くものでありまして、備蓄も当然考えてはおりますけれども、先ほど総務課長のほうからお話あったように、備蓄倉庫に関しましては、あちこちに危険分散という意味も含めて、1カ所に集約するというふうな考えはございません。

また、避難所に関しましては、当然住民の皆さんが避難をする場所にしっかりと地盤のいいような場所ということも当然検討していかなくてはならないということを考えて、取り組んでいくというふうな考えでおります。いずれにしても、指摘のあった町内の地盤のよくない場所、これは当然双葉町に関しましては、我々もある程度把握しておりますが、それ以外の場所で何とか造っていきたいというのは当然議員ご指摘のとおり、やっていかなくてはならないことはありますが、どうしても町有地を最優先にやっておりますから、そういった部分ではなかなか思うような場所でないということもまああるだろうと。そういった場合には、こちらの先ほど役場庁舎に対してもご指摘ありました。

ですが、町の復興のためにどういう場所、位置的なものを将来を考えたときに、役場の場所はやはりここがいいだろうということで判断をさせていただきました。

地質に関しましても、当然大丈夫であるような改良工事をさせていただいておりますので、その辺は町の復興をするために位置的なものも十分考えていくということと、住民の皆さんの安心安全のための取組というのは、併せてしっかりと今後ともやっていくと、そういう考えでおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 総務費に関しまして、ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 統括的に質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 先ほどの答弁を聞きまして、ちゃんとした地盤の場所が町有地にもあります。ましてや公共施設を建てるのには、やっぱり地盤とか、災害も考えなくてはならないし、公文書といえども、やっぱり残すものですよね。残していかなくてもいけないもの。そういうものを考えたときに、やっぱり地盤のいいところ、ましてや予算はそんなに無駄遣いをしないような場所、地盤を町で分かっていると言いましたよね。言った中で、改良工事をしてまでやらなくていい土地はあるのですから、そこをあるにもかかわらず、そういうような答弁をいただいたので、まるっきりこの調査費用とか全部かかるのは分かるのです。これは一緒ですよ。建設費用の時に、大きく多分予算が変わる

と思うのです、地盤だけで。僕はそういう予算は防げるものは防いで、ぜひそれであれば町民のほうに使っていただきたいという思いがあるので、この議案には反対の立場を取らせてもらいます。

○議長（伊藤哲雄君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

7 番、高萩文孝君。

○7 番（高萩文孝君） 全協でもいろいろ話を聞きました。総合的に判断してこの場所と、町長の答弁もいただいております。私もいろんな候補地あるのを当然分かっておりますけれども、やっぱり学校のこれから再開とか、そういうのを考えたときに、そちらのほうに使用したい土地なのかなと思う場所もあるので、そういう意味で今の場所が最適かなと。やっぱりその旧役場庁舎にそういう公文書がたくさんあるので、移動のコストを考えたときには、やはり今のその旧役場の駐車場というか、西側のところが私は一番最適かなと思うので、この議案には賛成したいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第41号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成多数）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成多数です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号から議案第49号までの一括上程

○議長（伊藤哲雄君） 日程第10、議案第42号から日程第17、議案第49号までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第49号までの双葉町農業委員会の委員の任命についてを一括議題といたします。

◎議案第４２号から議案第４９号までの一括質疑

○議長（伊藤哲雄君） 直ちに一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで一括質疑を終わります。

◎議案第４２号の討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 議案第42号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第42号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第42号は同意することに決定しました。

◎議案第４３号の討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 議案第43号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第43号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第43号は同意することに決定しました。

◎議案第44号の討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 議案第44号について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第44号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第44号は同意することに決定しました。

◎議案第45号の討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 議案第45号について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第45号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第45号は同意することに決定しました。

◎議案第46号の討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 議案第46号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第46号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第46号は同意することに決定しました。

◎議案第47号の討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 議案第47号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第47号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第47号は同意することに決定しました。

◎議案第48号の討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 議案第48号について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第48号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第48号は同意することに決定しました。

◎議案第49号の討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 議案第49号について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第49号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありますか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第49号は同意することに決定しました。

◎陳情第1号の審査報告、質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第18、陳情の審査報告を行います。

付託した陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情について、所管の委員会からの報告を求めます。

総務教育常任委員会副委員長、小川貴永君。

(2番 小川貴永君登壇)

○2番（小川貴永君） おはようございます。総務教育常任委員会から報告いたします。

本定例会初日、当委員会に付託された「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情について、6月11日に委員会を開催し、審議を行いましたので、その報告をいたします。

陳情の趣旨にあるように、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援などを行うこの被災児童生徒就学支援等事業は、被災した子供たちには学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

福島県では、今日においても多くの子供たちが県内外で避難生活を送っており、経済的な支援を必要とする子供たちも多いことから、引き続き就学支援は必要であり、この事業の継続を求めるべきであるとの委員の一致した意見でありました。

以上のことから、陳情の願意は妥当と認められるため、お手元に配付しました陳情審査報告書のとおり、委員会として採択すべきものといたしますので、よろしく審議をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） ただいまの副委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第1号を採決いたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

この陳情に対する副委員長の報告は採択です。

お諮りします。陳情第1号について、副委員長報告のとおり採択と決定することの賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、陳情第1号は副委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎発議第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第19、発議第2号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書案を議題とします。

国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書案の件は、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。発議第2号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ意見書を提出します。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長(伊藤哲雄君) 日程第20、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(伊藤哲雄君) 日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長(伊藤哲雄君) 日程第22、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和6年第2回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時06分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 伊 藤 哲 雄

署名議員 菅 野 博 紀

署名議員 岩 本 久 人